

安平町住生活基本計画【案】

～いつまでも住み続けたい 安心して暮らせる住まいづくり～

平成30年4月
安平町

安平町住生活基本計画【案】

目次

序章 計画策定の目的と流れ

- 1. 計画策定の目的と位置づけ 1
 - (1) 計画策定の目的
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画期間
- 2. 計画策定の流れ 2

第1章 安平町の概況

- 1. 安平町の概況 3
 - (1) 位置と地勢
 - (2) 気候
 - (3) 地区の構成
 - (4) 人口構成
 - (5) 高齢者の状況
- 2. 安平町の住まい・住環境の概況 12
 - (1) 住宅の住まい方
 - (2) 住宅建設の状況

第2章 安平町の住まい・住環境の課題と展開方向

- 1. 安平町の上位・関連計画から見た住宅施策の課題と検討事項 17
 - (1) 安平町総合計画
 - (2) 安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - (3) 新町まちづくり計画
 - (4) 安平町過疎地域自立促進市町村計画
 - (5) 東胆振定住自立圏共生ビジョン
 - (6) その他関連計画
 - ・安平町空家等対策計画、安平町地域福祉総合計画、安平町子ども・子育て支援事業計画
- 2. 国・北海道の住宅施策から見た安平町の課題と検討事項 26
 - (1) 住生活基本計画（全国計画、平成28年3月策定）から見た安平町の検討事項
 - (2) 北海道住生活基本計画（平成29年3月策定）から見た安平町の検討事項
- 3. 安平町のこれまでの住宅施策の評価・課題 28
- 4. 安平町の住まい・住環境に関する検討事項と展開方向 32

第3章 安平町の住宅施策の展開	
1. 住宅施策の基本理念と基本目標	33
(1) 基本理念と基本目標	
(2) 住宅施策の体系	
2. 住まい方の将来フレームの設定	35
(1) 人口・世帯数の推計	
(2) 住まい方の将来フレームの設定	
3. 具体的な住宅施策	39
第4章 計画の推進へ向けて	
1. 住宅施策の推進へ向けて	44
2. 計画の見直し	44

● 序章 計画策定の目的と流れ

1. 計画策定の目的と位置づけ
2. 計画策定の流れ

1. 計画策定の目的と位置づけ

(1) 計画策定の目的

①背景

平成 18 年(2006 年) 3 月、早来町と追分町が合併し、「安平町」となりました。

合併に伴い、各町のこれまでの住宅施策や、将来計画を総合的に捉え、新しい「安平町」としての理念・目標を位置づけし、住宅施策および公営住宅事業を一体的に取り扱う「安平町住宅総合計画」を平成 20 年(2008 年) 2 月に策定しました。また、平成 23 年(2011 年) 3 月に「安平町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、公営住宅等の取組み・事業を進めてきました。

国では、平成 18 年(2006 年) 9 月に策定した住生活基本計画を概ね 5 年に一度見直すこととしており、平成 28 年(2016 年) 3 月には 2 度目の見直しを行い、平成 28(2016)年度から新たな計画をスタートさせたところです。

北海道においても、安全で安心な北海道らしい住まいづくりに向けた住宅施策を推進するために平成 19 年(2007 年) 2 月に北海道住生活基本計画を策定しており、全国計画の平成 28 年(2016 年) 3 月の見直しに即して、平成 29 年(2017 年) 3 月に 2 度目の見直しを行いました。

②目的

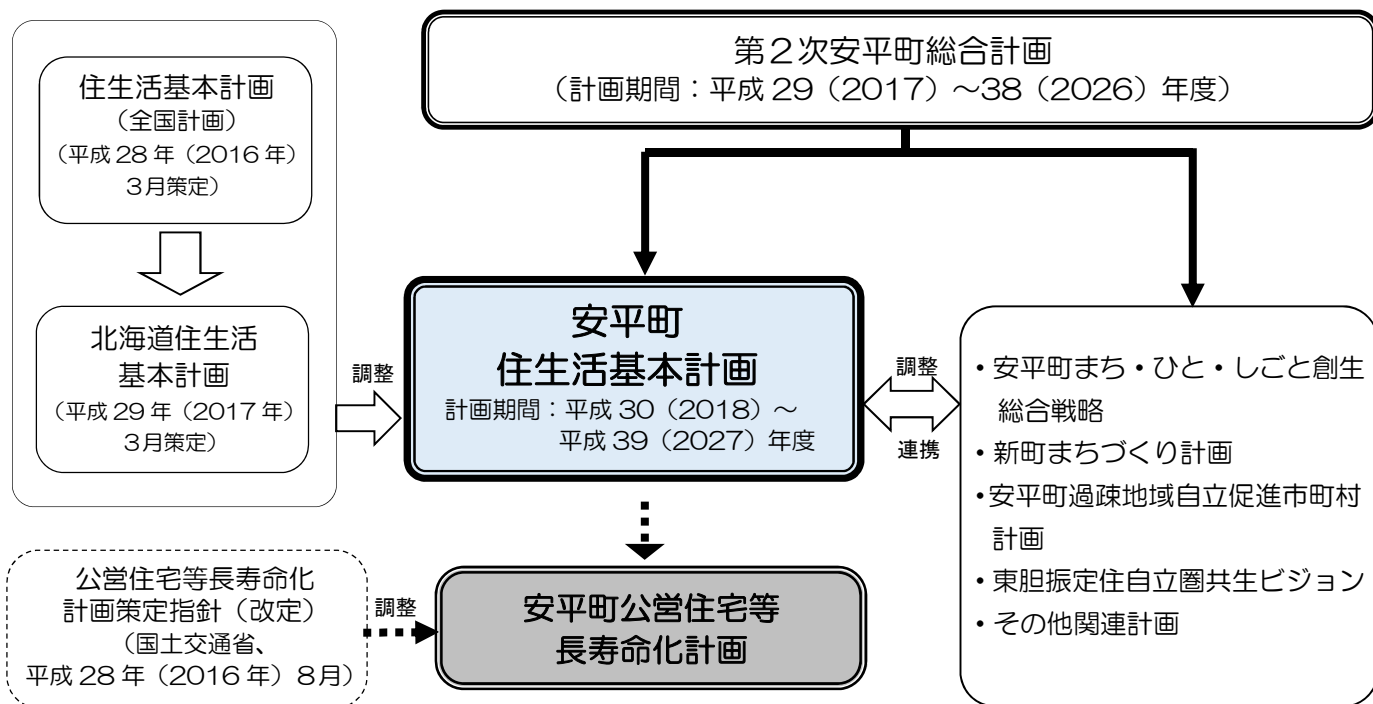
「安平町住宅総合計画(平成 20 年(2008 年) 2 月策定)」の策定後の社会動向・情勢の変化及び国・北海道の住宅政策の見直しに対応するとともに、町の現状や動向を踏まえた良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図るための計画を策定する必要があります。

今後の本町における住生活の安定の確保及び向上の促進を図ることを目的とし、町の現状、住まい・住環境の特性等から、住宅施策の基本理念・基本目標を設定するとともに、住宅施策を位置づける総合的な計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「第 2 次安平町総合計画」を上位計画とします。

その他関連するまちづくり計画との連携を図ります。




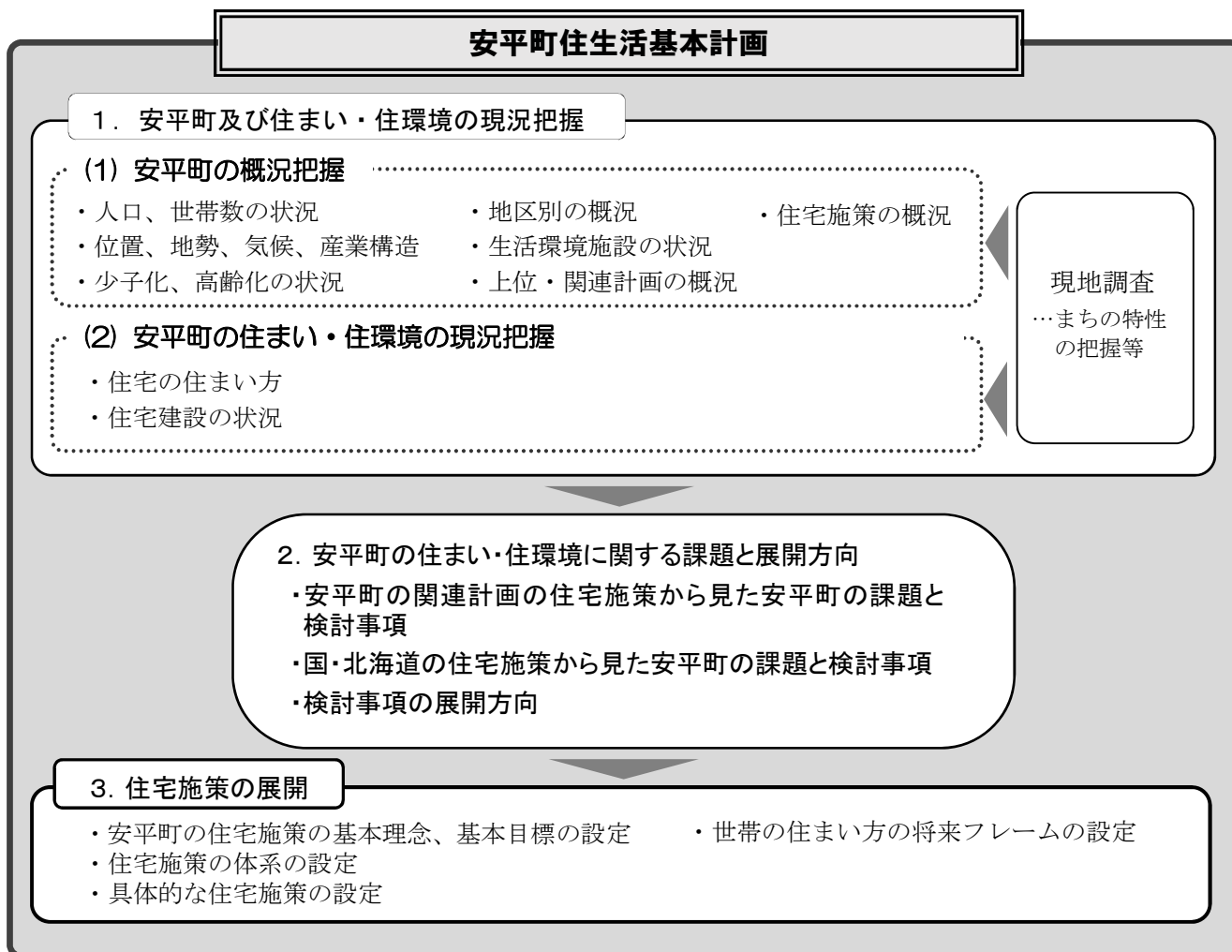
(3) 計画期間

本計画は、平成 30(2018)年度から平成 39(2027)年度までの 10 年間を計画期間とします。

計画の見直しについて柔軟に対応することとし、必要に応じて見直しを行います。

2. 計画策定の流れ

 : 本計画の対象範囲



● 第1章 安平町の概況

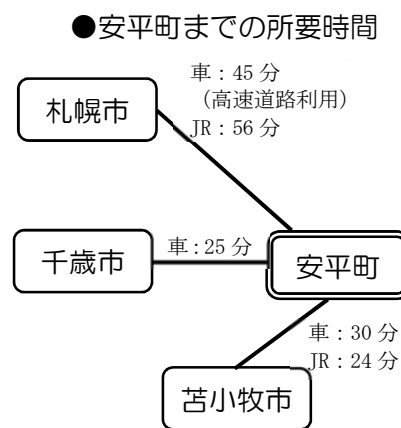
1. 安平町の概況
2. 安平町の住まい・住環境の概況

1. 安平町の概要

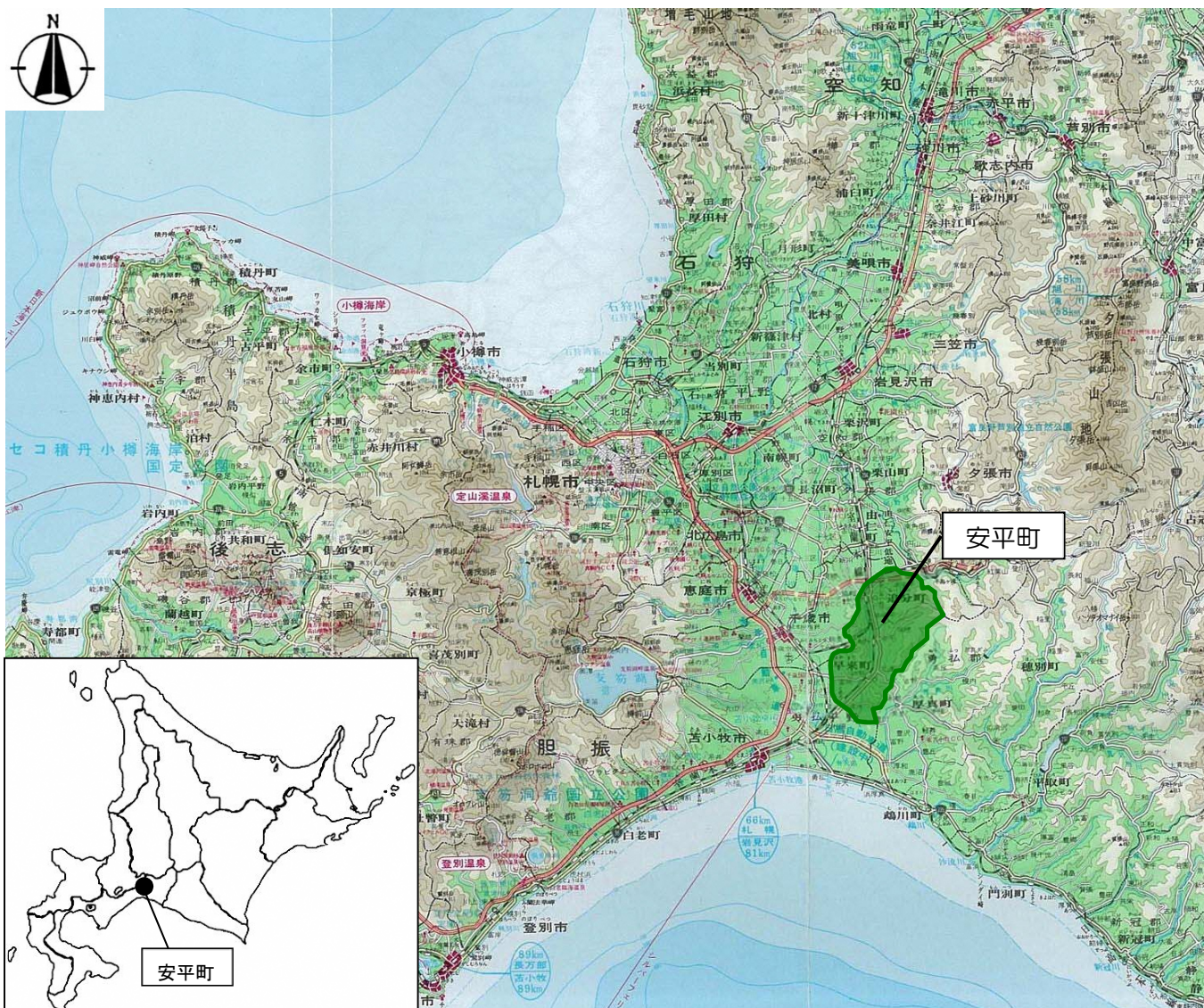
(1) 位置と地勢

安平町は、北海道の南西部、胆振支庁の東北部に位置しています。北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接しています。道都札幌市から約50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは20km程度の位置にあり、交通の便の良い地域といえます。

安平町の北部には標高364mのシアピラヌプリを主峰として夕張山地に続く標高100～350m程度の山々が連なる他、追分市街地区の西には安平山があるなど、身近な緑が豊富にあります。また、これらの山々を水源とする安平川をはじめとする清流が地域を貫流しており、潤いのある景観を作り出しています。（「安平町総合計画」より）



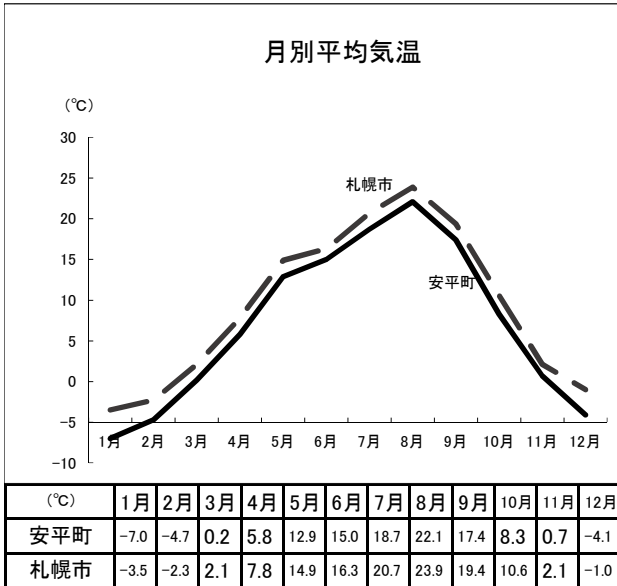
位置		広ぼう		
北緯	42° 41' ~ 42° 55'	東西	南北	面積
東経	141° 44' ~ 141° 57'	17 km	25 km	237.13 km ²



(2) 気候

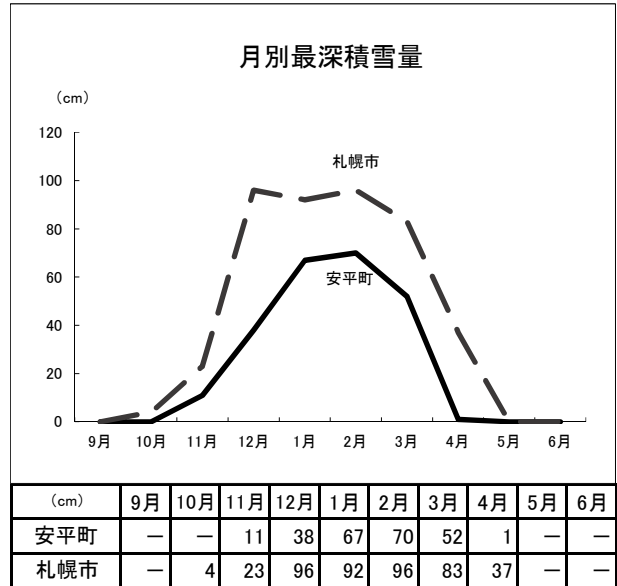
- ・北海道の中でも雪が少なく、年間を通して晴天の日が多いです。降水量は夏期から秋期にかけて多く、冬は比較的少ない状況です。

① 月別平均気温



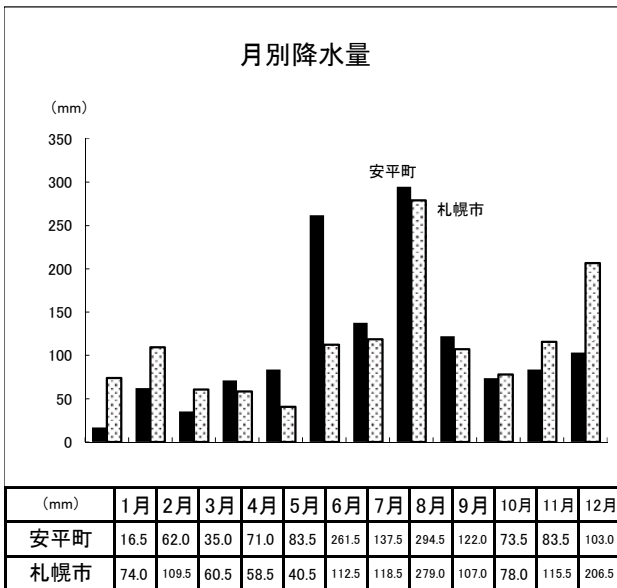
※安平町の観測データがないため、厚真町の観測値を使用
(平成28年 気象庁ホームページ)

③ 月別最深積雪量



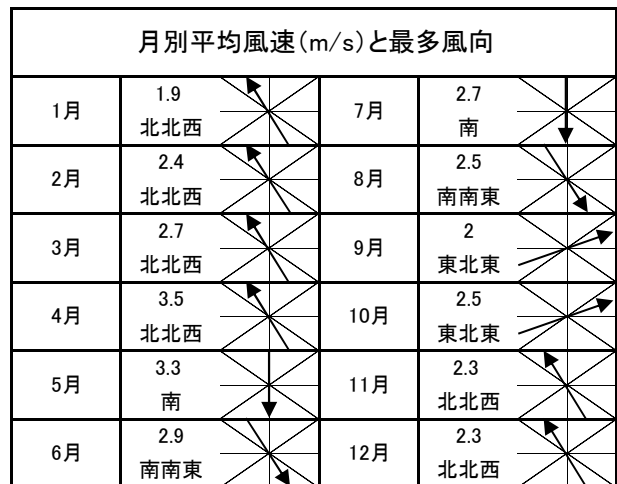
(平成28~29年 気象庁ホームページ)

② 月別降水量



(平成28年 気象庁ホームページ)

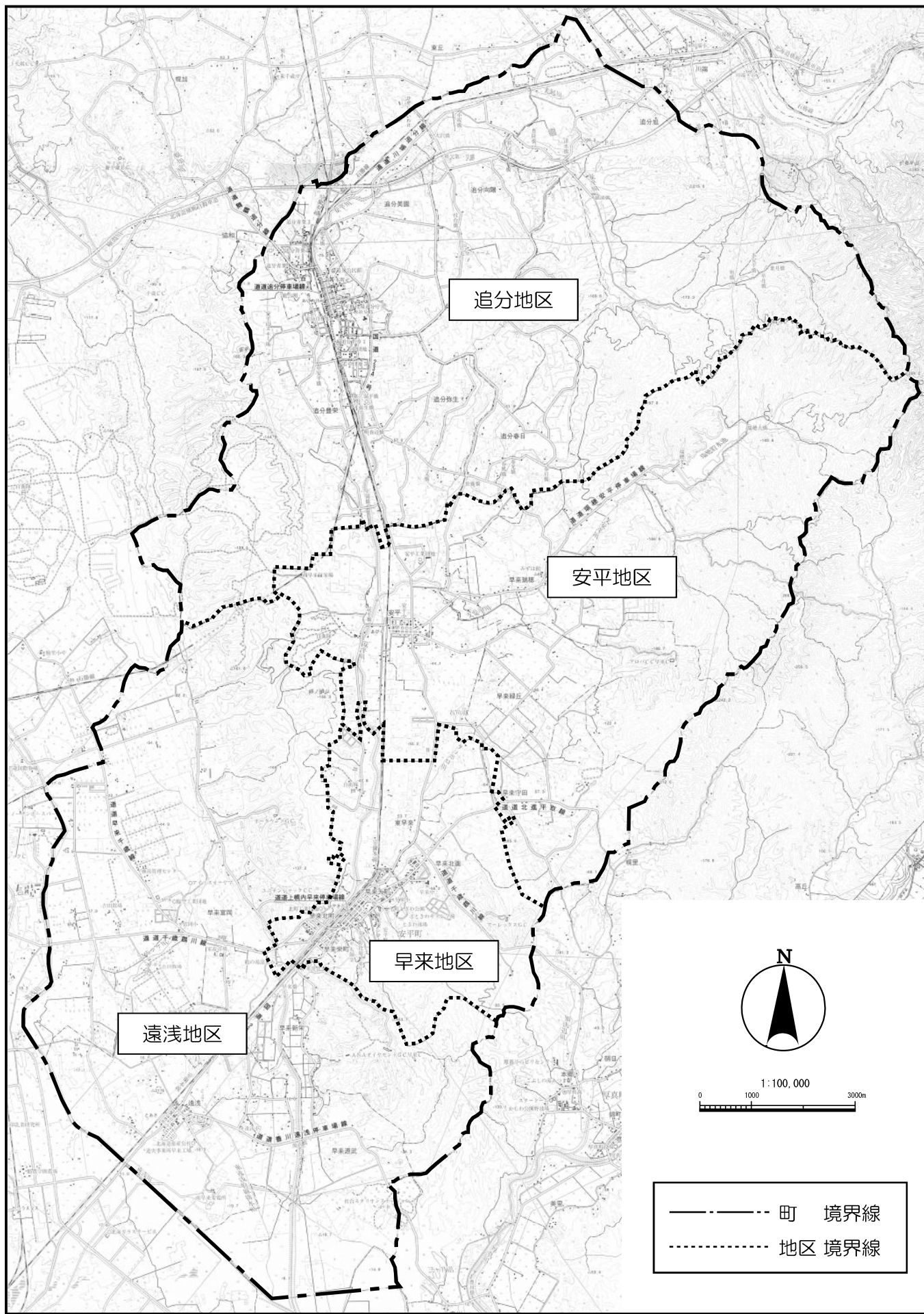
④ 月別最多風向と平均風速



※安平町の観測データがないため、厚真町の観測値を使用
(平成28年 気象庁ホームページ)

(3) 地区の構成

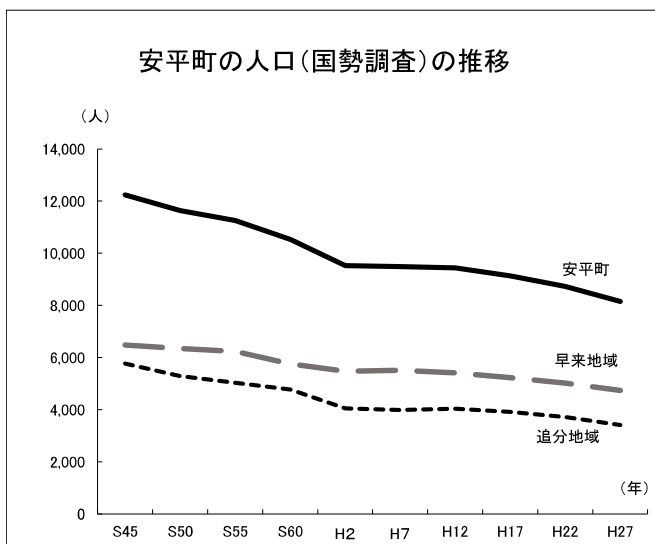
安平町は、早来地区、遠浅地区、安平地区、追分地区の4地区で構成されています。



(4) 人口構成

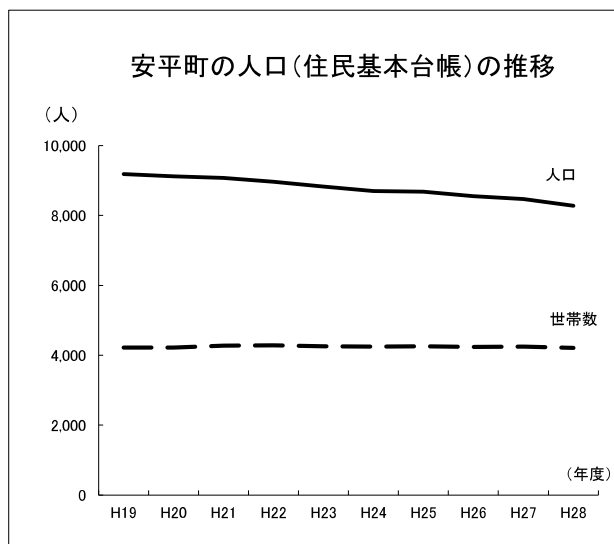
① 人口・世帯数の推移

- ・安平町の人口……8,148人（平成27年(2015年)国勢調査）／8,273人（平成28(2016)年度住民基本台帳）
- ・安平町の世帯数……3,651世帯（平成27年(2015年)国勢調査）／4,207世帯（平成28(2016)年度住民基本台帳）
- ・人口は減少傾向にあります。
- ・世帯数は小規模世帯化が進み、微増傾向にありましたが、平成12年(2005年)をピークに減少傾向に転じています。



(人)	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17	平22	平27
安平町	12,242	11,633	11,258	10,526	9,519	9,484	9,438	9,131	8,726	8,148
早来地域	6,478	6,347	6,234	5,760	5,474	5,504	5,407	5,225	5,015	4,737
追分地域	5,764	5,286	5,024	4,766	4,045	3,980	4,031	3,906	3,711	3,411

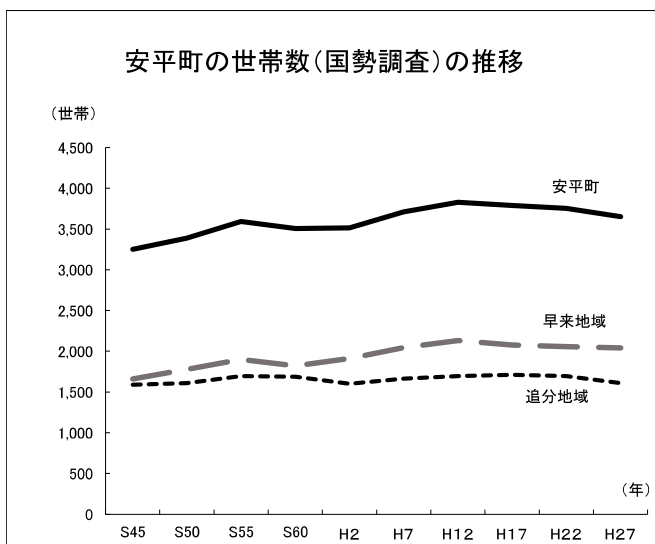
(各年 国勢調査)



(人)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人口	9,187	9,116	9,069	8,959	8,824	8,701	8,684	8,555	8,465	8,273
世帯数	4,218	4,221	4,274	4,279	4,256	4,249	4,255	4,239	4,248	4,207

(各年度 住民基本台帳)

※平成19年～平成25年_各年3月末、
平成26年～平成28年_各年1月1日

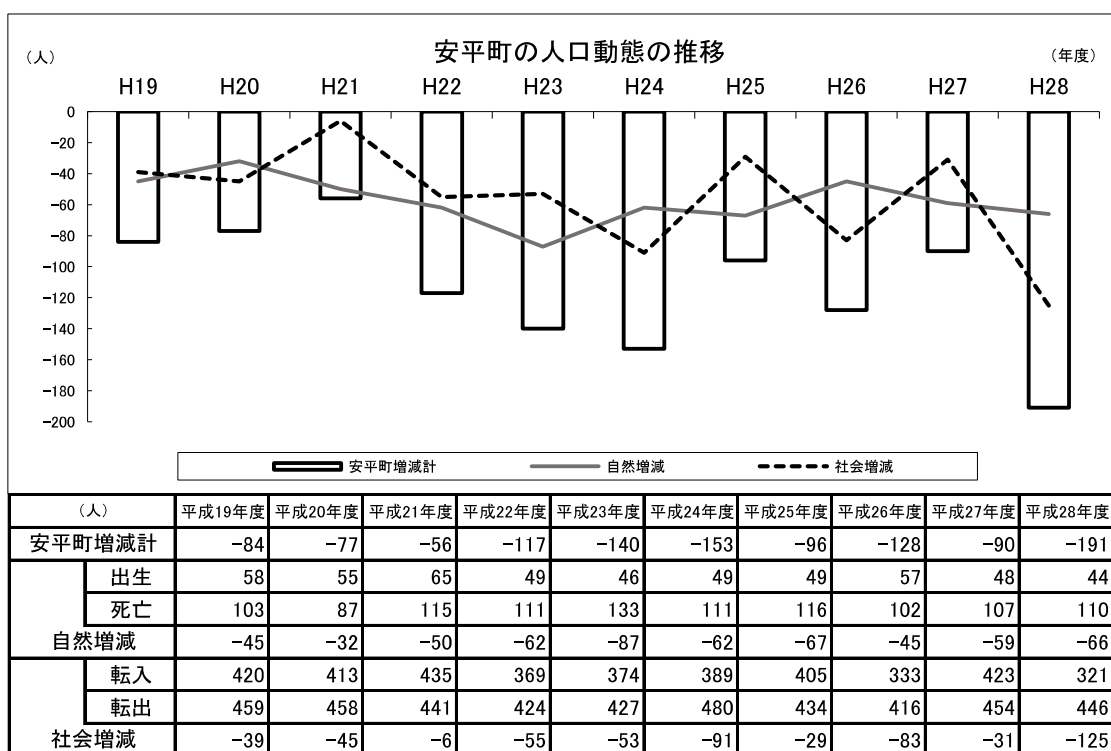


(世帯)	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17	平22	平27
安平町	3,251	3,387	3,594	3,506	3,513	3,712	3,829	3,788	3,753	3,651
早来地域	1,661	1,778	1,898	1,820	1,913	2,047	2,133	2,078	2,058	2,042
追分地域	1,590	1,609	1,696	1,686	1,600	1,665	1,696	1,710	1,695	1,609

(各年 国勢調査)

② 人口動態の推移

・安平町全体の自然増減、社会増減の推移は、減少傾向にあります。



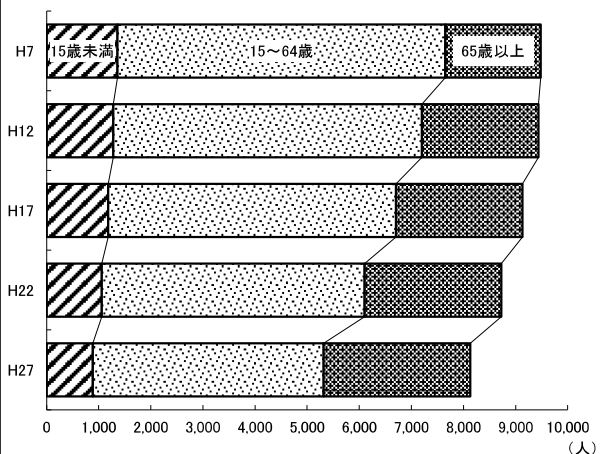
(各年度 住民基本台帳)

※平成19年～平成25年_各年3月末、平成26年～平成28年_各年1月1日

③ 年齢別人口の推移

- ・安平町全体では、幼年人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向にあり、高齢人口(65歳以上)が年々増加しています。
- ・早来地域、追分地域でも幼年人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向にあり、高齢人口(65歳以上)が年々増加しています。

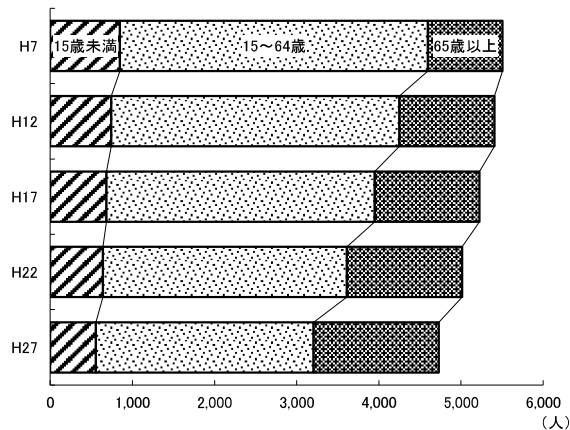
安平町の年齢別人口の推移



(人)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安平町計	9,484	9,438	9,131	8,726	8,148
15歳未満	1,360	1,279	1,183	1,059	887
15～64歳	6,290	5,922	5,524	5,041	4,429
65歳以上	1,834	2,237	2,424	2,626	2,814
年齢不詳	-	-	-	-	18

(各年 国勢調査)

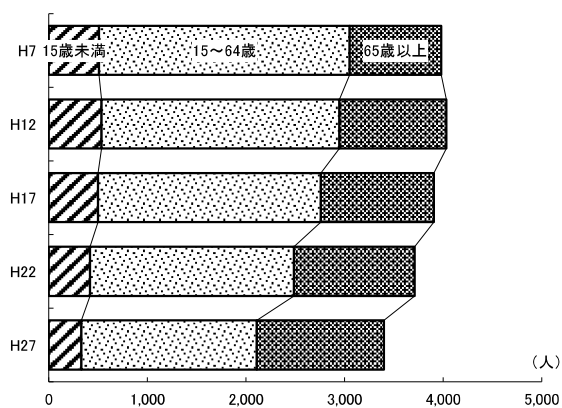
早来地域の年齢別人口の推移



(人)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
早来地域計	5,504	5,407	5,225	5,015	4,737
15歳未満	850	743	685	642	557
15～64歳	3,749	3,509	3,264	2,970	2,649
65歳以上	905	1,155	1,276	1,403	1,525
年齢不詳	-	-	-	-	6

(各年 国勢調査)

追分地域の年齢別人口の推移

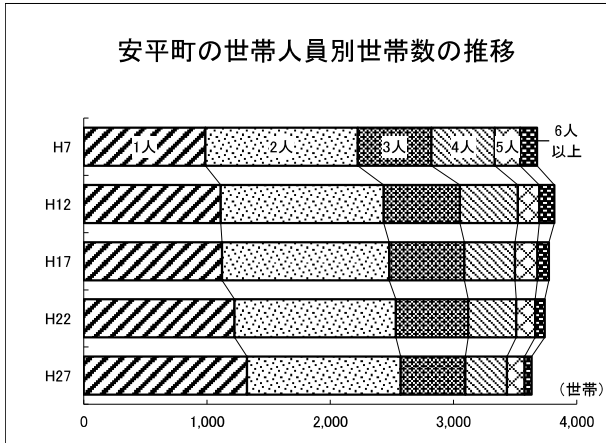


(人)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
追分地域計	3,980	4,031	3,906	3,711	3,411
15歳未満	510	536	498	417	330
15～64歳	2,541	2,413	2,260	2,071	1,780
65歳以上	929	1,082	1,148	1,223	1,289
年齢不詳	-	-	-	-	12

(各年 国勢調査)

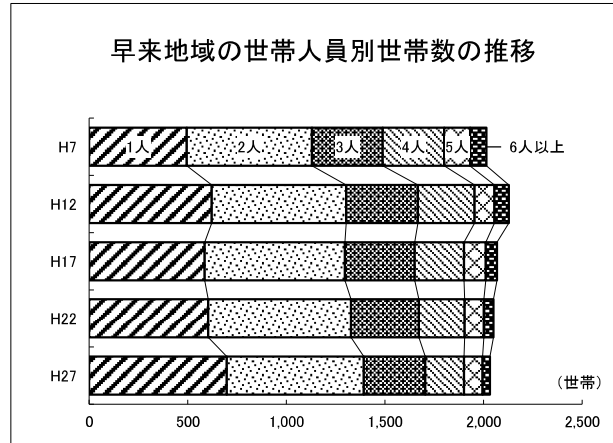
④ 世帯人員別世帯数の推移

- ・安平町全体では、1人、2人世帯が増加しており、小規模世帯化が進んでいます。
- ・早来地域、追分地域ともに小規模世帯化が進行していますが、特に追分地域では、1人世帯が増加しています。



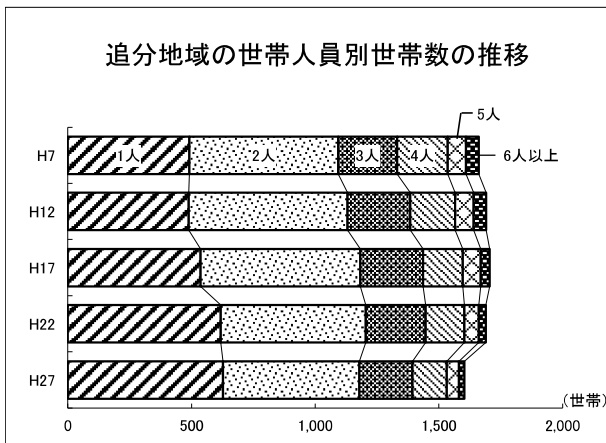
(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安平町計	3,677	3,819	3,773	3,740	3,635
1人	986	1,111	1,122	1,222	1,325
2人	1,237	1,323	1,357	1,311	1,247
3人	597	617	608	586	525
4人	516	470	411	389	336
5人	204	176	183	155	143
6人以上	137	122	92	77	59

(各年 国勢調査)



(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
早来地域計	2,015	2,128	2,068	2,050	2,032
1人	494	622	585	604	698
2人	636	681	712	724	695
3人	359	364	354	344	311
4人	311	288	250	233	197
5人	131	101	111	97	94
6人以上	84	72	56	48	37

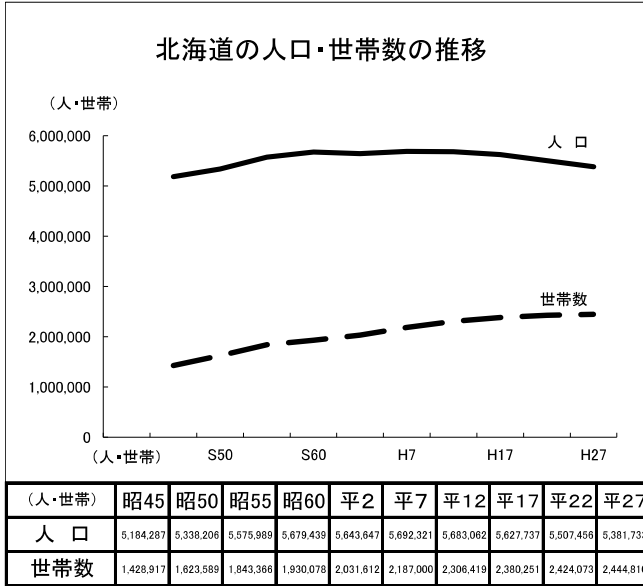
(各年 国勢調査)



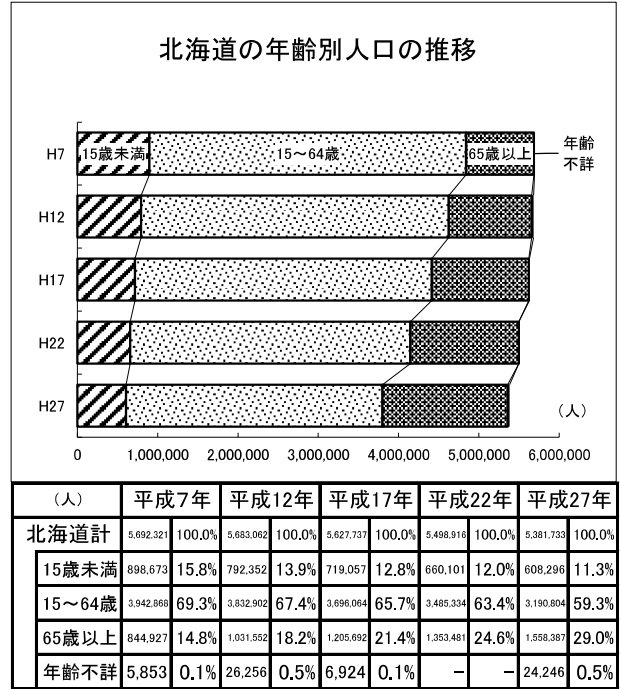
(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
追分地域計	1,662	1,691	1,705	1,690	1,603
1人	492	489	537	618	627
2人	601	642	645	587	552
3人	238	253	254	242	214
4人	205	182	161	156	139
5人	73	75	72	58	49
6人以上	53	50	36	29	22

(各年 国勢調査)

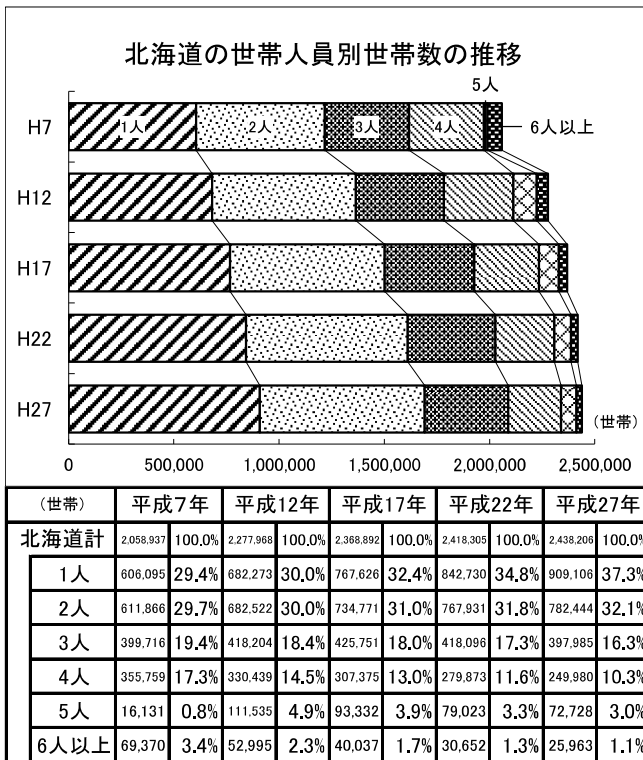
⑤ 北海道の人口・世帯の状況



(各年 国勢調査)



(各年 国勢調査)

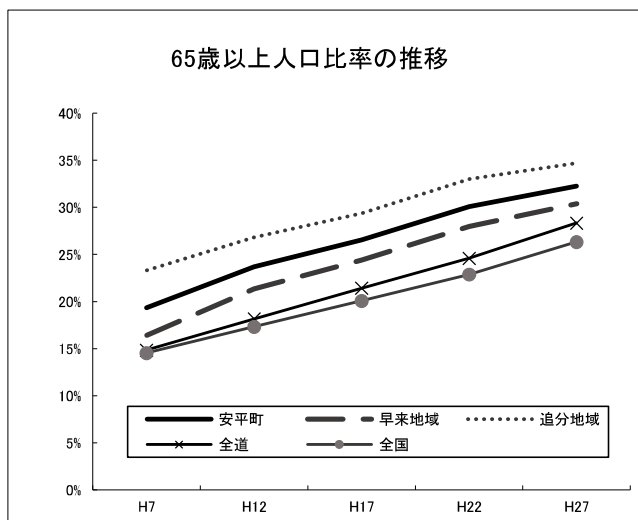


(各年 国勢調査)

(5) 高齢者の状況

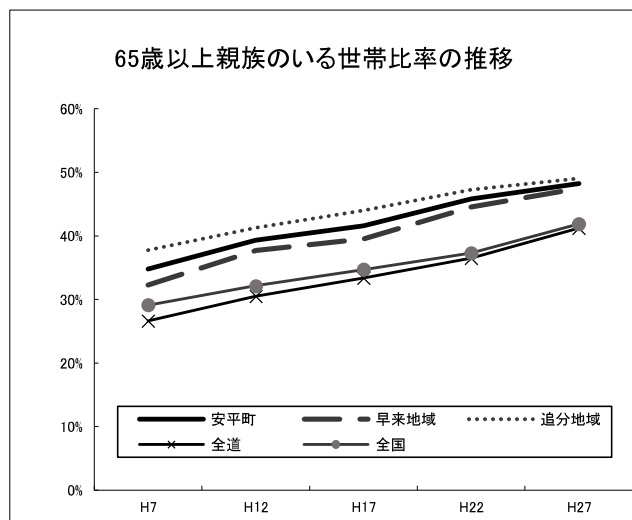
○ 65歳以上人口比率の推移と65歳以上親族のいる世帯比率の推移

- ・65歳以上人口、世帯数ともに年々増加傾向にあります。
- ・65歳以上の人口は、全道に比べ5.5%高く、全国に比べ8.2%高くなっています。
- ・65歳以上の世帯は、全道に比べ7.0%高く、全国に比べ6.3%高くなっています。



(人)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安平町	1,834 / 9,484	2,237 / 9,438	2,424 / 9,131	2,626 / 8,726	2,814 / 8,148
構成比	19.3%	23.7%	26.5%	30.1%	34.5%
早来地域	905 / 5,504	1,155 / 5,407	1,276 / 5,225	1,403 / 5,015	1,525 / 4,737
構成比	16.4%	21.4%	24.4%	28.0%	32.2%
追分地域	929 / 3,980	1,082 / 4,031	1,148 / 3,906	1,226 / 3,711	1,289 / 3,411
構成比	23.3%	26.8%	29.4%	33.0%	37.8%
全道(千人)	845 / 5,692	1,032 / 5,683	1,206 / 5,628	1,353 / 5,499	1,558 / 5,381
構成比	14.8%	18.2%	21.4%	24.6%	29.0%
全国(万人)	1,826 / 12,557	2,201 / 12,693	2,567 / 12,777	2,929 / 12,805	3,346 / 12,709
構成比	14.5%	17.3%	20.1%	22.9%	26.3%

※上段分母は、総人口、分子は65歳以上人口 (各年 国勢調査)



(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安平町	1,279 / 3,677	1,502 / 3,819	1,569 / 3,773	1,719 / 3,753	1,810 / 3,753
構成比	34.8%	39.3%	41.6%	45.8%	48.2%
早来地域	651 / 2,015	803 / 2,128	818 / 2,068	917 / 2,058	978 / 2,058
構成比	32.3%	37.7%	39.6%	44.6%	47.5%
追分地域	628 / 1,662	699 / 1,691	751 / 1,705	802 / 1,695	832 / 1,695
構成比	37.8%	41.3%	44.0%	47.3%	49.1%
全道(千人)	579 / 2,174	695 / 2,278	794 / 2,380	885 / 2,424	999 / 2,424
構成比	26.6%	30.5%	33.4%	36.5%	41.2%
全国(万人)	1,278 / 4,390	1,504 / 4,678	1,720 / 4,957	1,934 / 5,184	2,171 / 5,184
構成比	29.1%	32.2%	34.7%	37.3%	41.9%

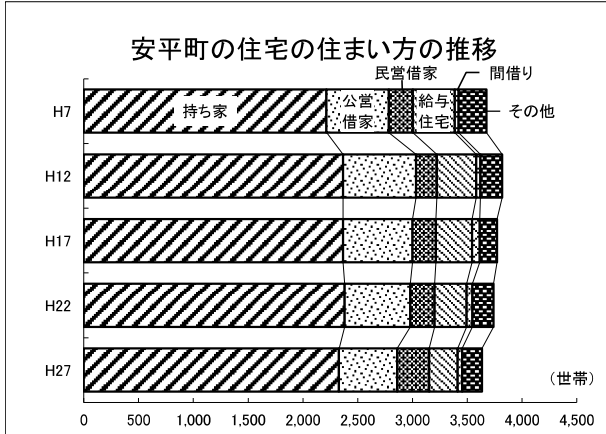
※世帯は一般世帯を使用 (各年 国勢調査)
 ※上段分母は総世帯、分子は65歳以上親族のいる世帯

2. 安平町の住まい方

(1) 住宅の住まい方

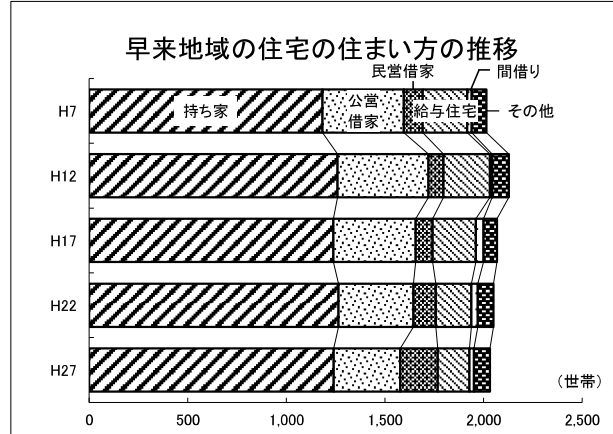
① 安平町のの住まい方の推移

- ・安平町全体では、「持ち家」率が最も高くなっています。
- ・早来地域・追分地域ともに「持ち家」率が最も高く、平成22年(2010年)まで増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。次いで「公営借家」率が全体で見ると高くなっています。



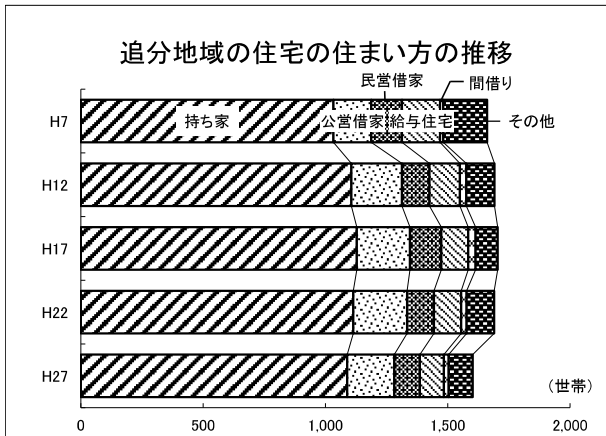
(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安平町計	3,677	3,819	3,773	3,740	3,635
持ち家	2,216	2,367	2,367	2,380	2,330
公営借家	568	667	635	599	530
民間借家	221	189	213	223	294
給与住宅	381	360	330	292	259
間借り	36	38	70	54	42
その他	255	198	158	192	180

(各年 国勢調査)



(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
早来地域計	2,015	2,128	2,068	2,050	2,032
持ち家	1,183	1,260	1,238	1,265	1,240
公営借家	413	460	418	380	338
民間借家	95	77	85	113	189
給与住宅	226	236	220	180	161
間借り	23	11	39	32	23
その他	75	84	68	80	81

(各年 国勢調査)

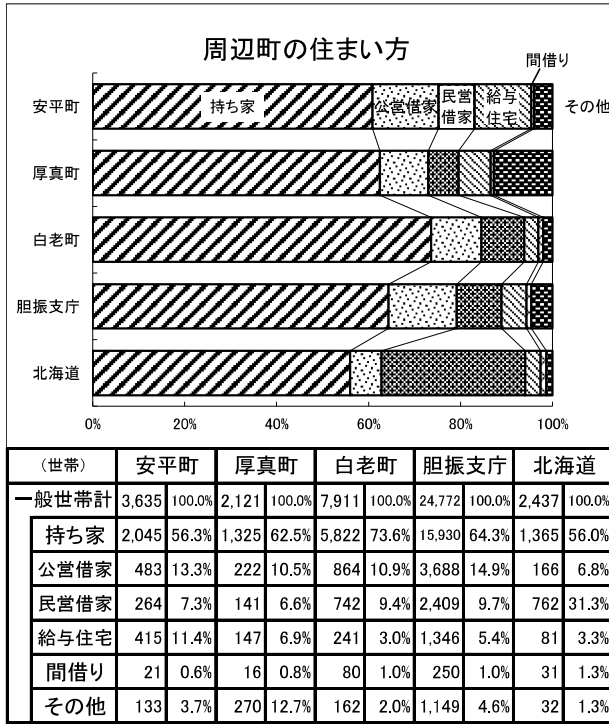


(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
追分地域計	1,662	1,691	1,705	1,690	1,603
持ち家	1,033	1,107	1,129	1,115	1,090
公営借家	155	207	217	219	192
民間借家	126	112	128	110	105
給与住宅	155	124	110	112	98
間借り	13	27	31	22	19
その他	180	114	90	112	99

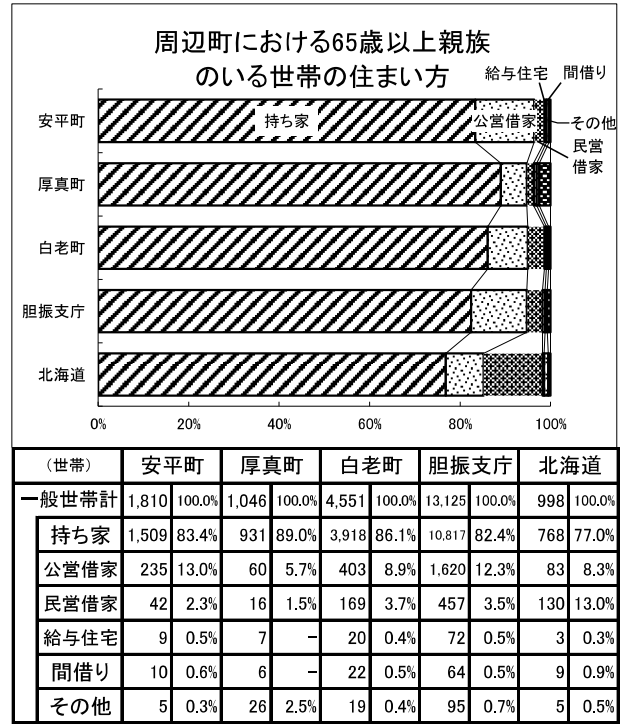
(各年 国勢調査)

② 周辺町の住まい方

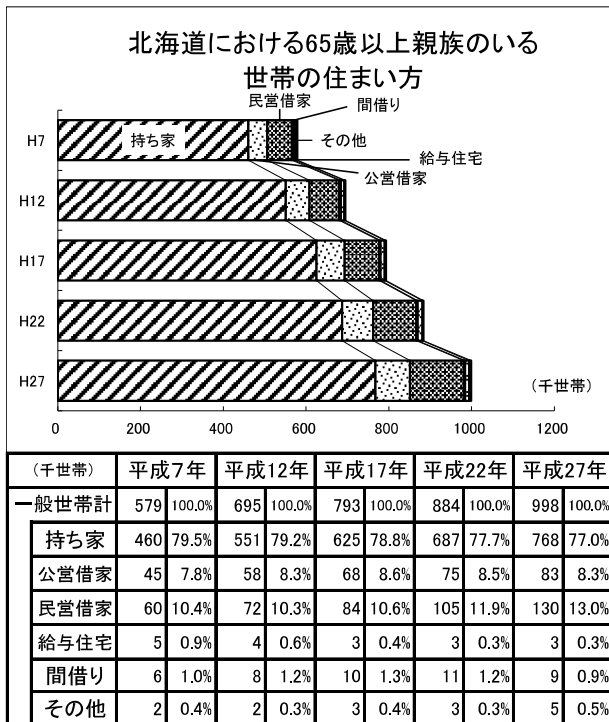
- ・周辺町と比べ、「持ち家」「公営借家」率が高く、「民営借家」率が低くなっています。
- ・65歳以上親族のいる世帯において、周辺町と比べると、「公営借家」率が高くなっています。



(平成27年 国勢調査)



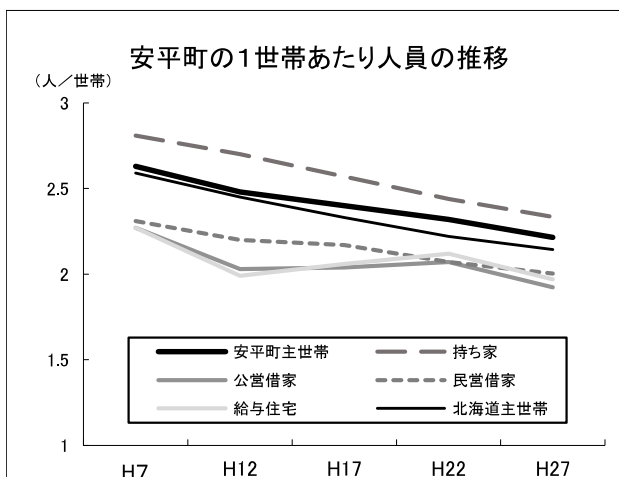
(平成27年 国勢調査)



(各年 国勢調査)

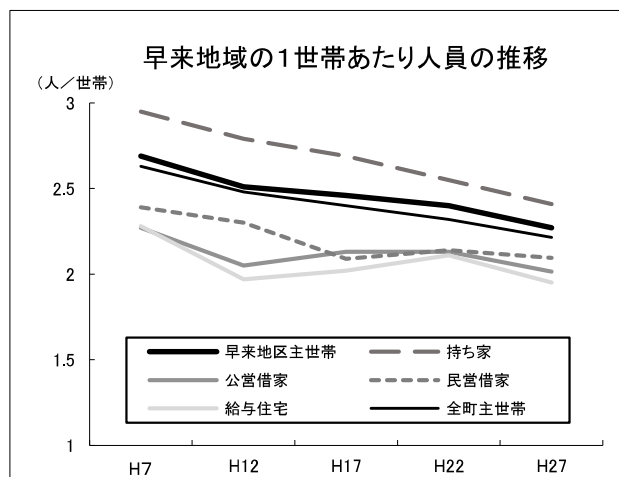
③ 1世帯あたり人員の推移

- ・安平町全体では、1世帯あたり人員は減少しています。
- ・早来地域、追分地域ともに、1世帯あたり人員は減少しています。



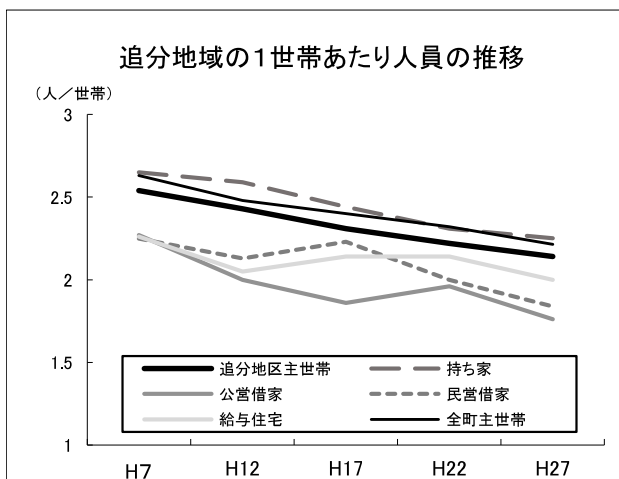
(人/世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安平町主世帯	2.63	2.48	2.40	2.32	2.21
持ち家	2.81	2.70	2.57	2.44	2.33
公営借家	2.27	2.03	2.04	2.07	1.92
民営借家	2.31	2.20	2.17	2.07	2.00
給与住宅	2.27	1.99	2.06	2.12	1.97
北海道主世帯	2.59	2.45	2.33	2.22	2.14

(各年 国勢調査)



(人/世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
早来地域主世帯	2.69	2.51	2.46	2.40	2.27
持ち家	2.95	2.79	2.69	2.55	2.41
公営借家	2.27	2.05	2.13	2.13	2.01
民営借家	2.39	2.30	2.09	2.14	2.10
給与住宅	2.28	1.97	2.02	2.11	1.95
全町主世帯	2.63	2.48	2.40	2.32	2.21

(各年 国勢調査)

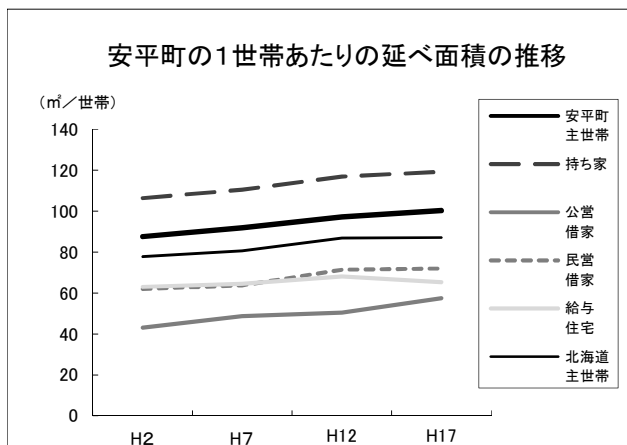


(人/世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
追分地域主世帯	2.54	2.43	2.31	2.22	2.14
持ち家	2.65	2.59	2.44	2.31	2.25
公営借家	2.27	2.00	1.86	1.96	1.76
民営借家	2.25	2.13	2.23	2.00	1.84
給与住宅	2.26	2.05	2.14	2.14	2.00
全町主世帯	2.63	2.48	2.40	2.32	2.21

(各年 国勢調査)

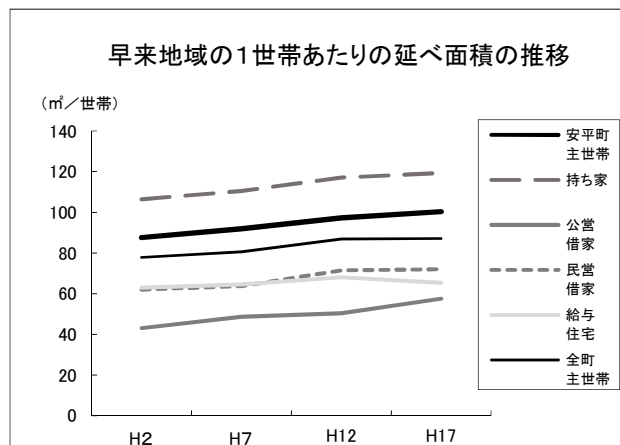
④ 1世帯あたりの延べ面積の推移

- ・安平町全体の1世帯あたりの延べ面積は増加しています。
- ・早来地域、追分地域ともに1世帯あたりの延べ面積は増加しています。
 ※平成22年(2010年)、平成27年(2015年)に「1世帯あたりの延べ面積」に関する調査が行われていないため、平成17年までのデータとなります。



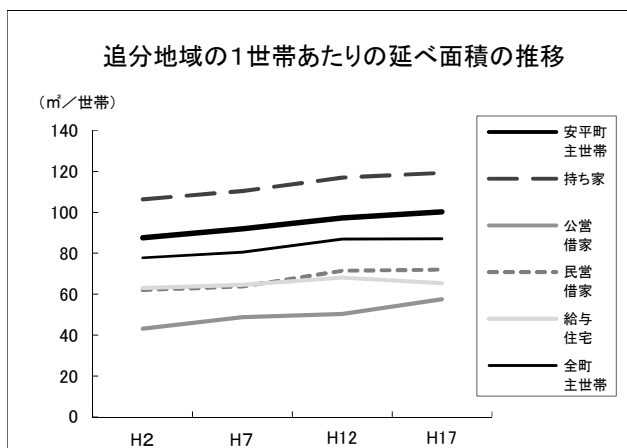
(㎡/世帯)	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
安平町主世帯	87.6	91.9	97.3	100.3
持ち家	106.4	110.5	117.0	119.3
公営借家	43.1	48.7	50.4	57.5
民営借家	62.0	63.8	71.4	72.0
給与住宅	63.0	64.6	68.1	65.3
北海道主世帯	77.8	80.6	86.9	87.1

(各年 国勢調査)



(㎡/世帯)	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
早来地域主世帯	88.1	91.5	95.0	100.5
持ち家	110.5	113.4	118.9	122.7
公営借家	44.7	50.1	49.0	57.2
民営借家	68.9	68.2	73.7	78.2
給与住宅	63.2	62.9	63.6	66.7
全町主世帯	87.6	91.9	97.3	100.3

(各年 国勢調査)

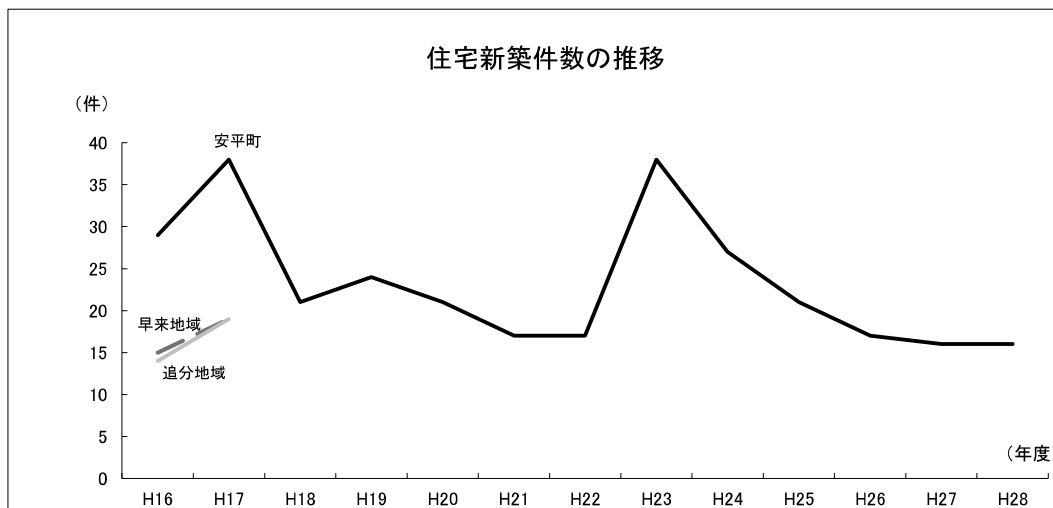


(㎡/世帯)	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
追分地域主世帯	86.1	92.4	100.4	100.1
持ち家	101.9	107.2	114.8	115.6
公営借家	39.2	44.9	53.5	58.1
民営借家	56.8	60.4	69.8	67.9
給与住宅	62.8	67.0	76.8	62.4
全町主世帯	87.6	91.9	97.3	100.3

(各年 国勢調査)

○ 住宅新築件数の推移

・安平町の住宅新築件数は、減少傾向にあります。



(件)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
安平町計	29	38	21	24	21	17	17	38	27	21	17	16	16
早来地域	15	19	21	24	21	17	17	38	27	21	17	16	16
追分地域	14	19											

(各年度 確認申請受付台帳)

● 第2章 安平町の住まい・住環境の課題と展開方向

1. 安平町の上位・関連計画から見た住宅施策の課題と検討事項
2. 国・北海道の住宅施策から見た安平町の課題と検討事項
3. 安平町のこれまでの住宅施策の評価・課題
4. 安平町の住まい・住環境に関する検討事項と展開方向

1. 安平町の上位・関連計画から見た住宅施策の課題と検討事項

(1) 安平町総合計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）

本計画は、社会情勢の大きな変化や様々な地域課題への対応が求められる中、これからの 10 年で当町が目指すべきまちづくりの方向性を「まちづくりの将来像」として定め、町民と行政が力を合わせ、これを実現していくための「まちの羅針盤」となるものです。

① 計画期間と目標人口

□計画期間：平成 29(2017)年度～平成 38(2026)年度

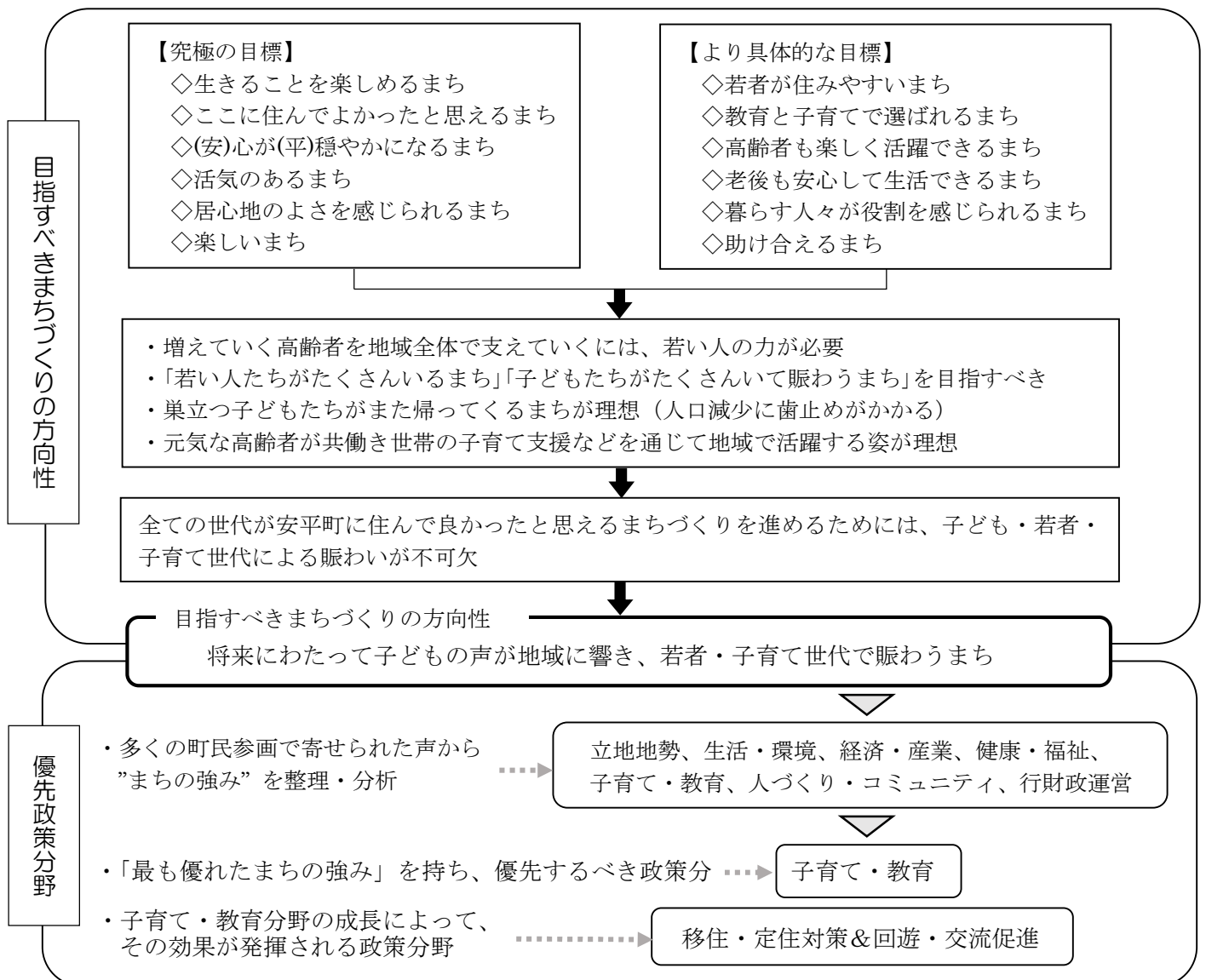
- ・基本構想（10 年間）
- ・基本計画（前期 2 年間、中期 4 年間、後期 4 年間）
- ・実施計画（3 年間とし、毎年度見直し）

□目標人口：8,148 人（平成 27 年(2016 年)の国勢調査人口）→7,500 人（平成 38 年(2027 年)の目標人口）

②まちづくりの将来像

育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち

③ 目指すべきまちづくりの方向性と優先政策分野（抜粋）



④ 施策体系（基本構想からの抜粋）

本計画における施策の体系は、重点的かつ横断的に取り組む「重点プロジェクト」、町政全般を6つの分野に区分した「政策分野」、各分野に関連する施策を細分化した35本の「基本施策」、そして、基本施策ごとに取り組む戦略を定めた105本の「施策項目」で構成します。

将来像	重点プロジェクト	政策分野	基本施策	
育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駈けるまち	チームあびら「安心・平和な生活実現プロジェクト」	Ⅰ 子育て・教育	1 子育て支援	地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進
			2 就学前教育	子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進
			3 学校教育	夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実
			4 追分高等学校	地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援
			5 家庭教育	家庭・地域の教育力の強化
			6 青少年教育	まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進
		Ⅱ 人づくり コミュニティ	1 地域コミュニティ	地域コミュニティ活動の活性化の推進
			2 協働のまちづくり	多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進
			3 生涯学習・社会教育	将来のまちづくりを担う人材の育成
			4 芸術・文化	芸術文化の振興と文化財の保護・活用
			5 スポーツ振興	生涯スポーツの振興
			6 男女共同参画	平等と多様性を尊重した社会づくりの推進
			7 交流	地域間交流・国際交流の推進
		Ⅲ 経済・産業	1 農林業	持続可能な農林業の振興
			2 企業誘致	恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進
			3 産業振興・雇用就労	産業振興と雇用・就労対策の促進
			4 観光	公民連携による回遊・交流事業の促進
			5 商業	交流人口の拡大と連動した商業の活性化
		Ⅳ 健康・福祉	1 保健	町民との連携・協働による健康づくりの推進
			2 医療	地域医療体制の確保
			3 地域福祉	支え合いと助け合いによる地域福祉の推進
			4 しょうがい者福祉	共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進
			5 高齢者福祉	シルバー世代が活躍できる社会の推進
			6 社会保障	社会保障制度の充実
		Ⅴ 生活環境 生活基盤	1 環境・景観保全	豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用
			2 循環型社会	資源循環型社会の構築
			3 土地利用	効果的な土地利用の推進
			4 生活インフラ	住民生活を支えるインフラ整備の推進
			5 住環境整備	多様なニーズに対応した住環境の整備
			6 移住・定住対策	職住近接を目指した移住・定住対策の推進
			7 地域公共交通	持続可能な地域公共交通の確立
			8 消防防災・交通安全・消費生活	安全・安心な住民生活の実現
		Ⅵ 運行財政 営政	1 情報発信	情報共有と知名度向上につながる発信力の強化
			2 住民サービス	町民に信頼される開かれた組織づくりの強化
			3 行財政運営	将来を見据えた行財政運営の推進

(2) 安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年（2016 年）1 月策定）

人口の現状分析により明らかとなった人口減少要因に対応するため、地域資源や潜在している能力を活用した「子育て世代に選ばれるまち」「生涯住み続けることができるまち」の実現を目指す目標を掲げ、将来にわたって活力を維持し続けていくための施策にチャレンジするものです

○計画期間

・平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度

人口ビジョン

○将来展望人口の推計

- ①合計特殊出生率（子ども女性比）の向上
 - ・平成 32 年(2020 年)に 1.6 人、平成 42 年(2030 年)に 1.8 人、平成 52 年(2040 年)に 2.07 人へ
- ②子育て世代の転入促進
 - ・従来からの移住定住者数に子育て世代を年間 6 世帯分上乘せ
- ③町民が生涯にわたり安全・安心に住み続けるための政策の実現
 - ・移住定住後、生涯にわたり住み続けるまちづくりをめざし、高齢者の年間平均転出数を半減

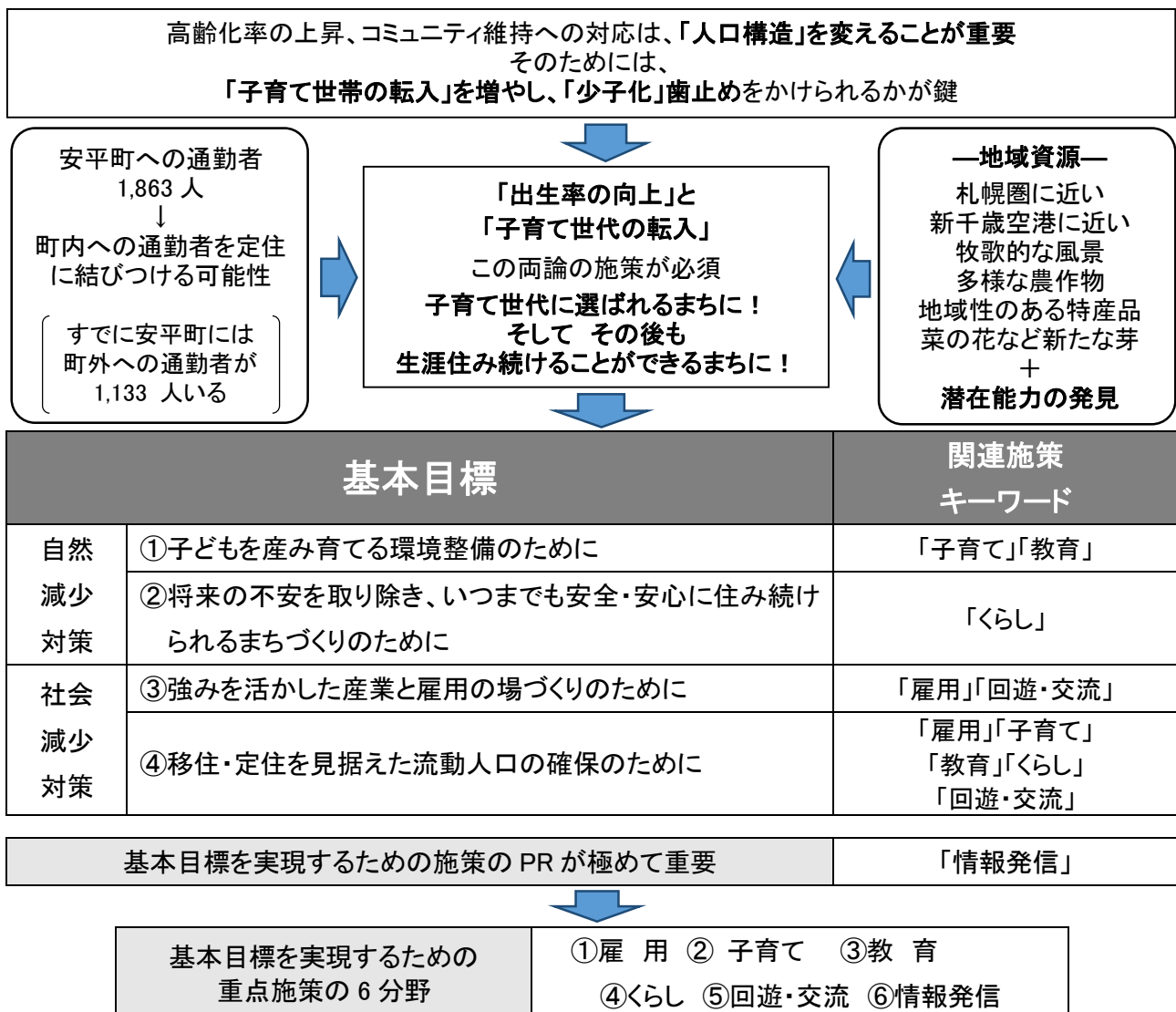
平成 52 年(2040 年)の安平町将来展望人口 6,657 人

まち・ひと・しごと創生総合戦略

○総合戦略終了時の人口

人口ビジョンにおける平成 52 年（2040 年）の将来展望人口推計の達成を目指すものとし、平成 31 年（2019 年）までの政策・施策の成果を見込み、計画終了時の人口を 8,000 人とします。

◆体系図(抜粋)



(3) 新町まちづくり計画（平成 17 年（2006 年）3 月策定、平成 27 年（2015 年）12 月変更）

本計画は、早来町と追分町が合併した後の新町建設を 1 つのまちとして均衡あるものにするため、まちづくりの基本方針及び将来目標等を定め、その実現に向けた具体的な施策や事業を位置づけたものです。この計画を実現することによって、各地域の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を図ることを目的としています。計画期間は、平成 18（2006）年度から平成 32（2020）年度までの 15 年間としています。

○まちづくりの体系図

■地域の発展を支える都市構造と土地利用

□将来テーマ実現のための都市構造

- ・地域活力を生み出す拠点
地区拠点／観光・レクリエーション拠点／産業拠点
- ・拠点間及び広域的な連携を支える軸
都市系の軸：広域交流軸／地域間交流軸
自然系の軸：水辺の軸／緑の軸

□将来テーマ実現のための土地利用方針

- ・地域にうおいを与える自然的土地利用（森林／農地）
- ・自然環境と調和する都市的土地利用（住宅地／商業地／工業地）



■将来テーマ

くらしの笑顔が広がる ぬくもりと活力と躍動のまち

■地域別まちづくりの方向

早来地域：活力ある産業と豊かな自然が調和する職住近接型のまちづくり

- 地域の産業基地としての新たな企業立地の促進
- 早来駅周辺地区への商業立地促進／○居住地としての魅力向上
- 回遊・滞在型観光を目指した新たな観光的な魅力づくり
- 顔の見える畜産製品づくり

追分地域：コンパクトで便利な質の高いまちづくり

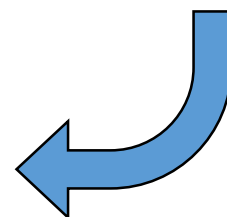
- 質の高い住宅市街地の形成／○追分駅周辺における商業集積の促進
- 追分町IC周辺における産業・観光機能の集積
- 安全で質の高い持続可能な都市近郊型農業の育成
- 鉄道文化や自然資源を活かした新たな観光的な魅力の創出

■将来テーマ実現のためのまちづくりの基本的な方向性

- 1 生活重視のまちづくり
- 2 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり
- 3 豊かなところを育む学びのまちづくり
- 4 住民と行政との協議によるまちづくり

■まちづくり施策の実施により実現が期待される新町の将来像

- ・豊かな自然と調和した快適に暮らせるまち
- ・誰もが安心して暮らせるまち
- ・住民一人ひとりが輝く元気のあるまち
- ・活気あるコミュニティが支えるまち



(4)安平町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年(2016年)3月策定、平成29年(2017年)4月変更)

地域が自立し真に活性化するためには、地域を構成する要素である「まち」「人」「産業」の3つがそれぞれ元気になっていくことが必要といえます。安平町のまちづくりにおいては、恵まれた自然環境や立地条件、豊かな人材などを活かしながら、3要素に関わる課題に的確に対応することで、活力ある地域づくりを目指します。

① 計画期間

平成28年(2016年)4月1日～平成33年(2021年)3月31日

② 現況と問題点【公営住宅】

安平町は良質な公営住宅等の提供を図るため、平成6(1994)年度以降、追分駅周辺の用地に建設してきた高齢者向け住宅を含む異世代交流型の公営住宅(中央公住)や、単身者向けの特定優良賃貸住宅の建設をはじめ、追分南公営住宅など彩り豊かな住宅の町の実現に向け整備を進めてきました。

現在は、既存の公営住宅の老朽化に伴う維持管理経費や修繕工事の増加が見込まれることから、新たに作成した「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて管理及び整備をしていますが、計画的に適切な措置を行いながら、良質な公営住宅の確保を進めていく必要があります。

また、公営住宅周辺の環境整備を図るためにも、入居者による協力や自治組織化をいかに構築していくかが課題となっています。

③ その対策

○現代の生活に対応した良質な公営住宅の供給を図るため「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づきながら、計画的に整備・改修・廃止を進めるとともに、解体する公営住宅等の跡地利用等について検討を行っていきます。

④ 住宅関連事業計画(抜粋)

◇生活環境の整備

○公営住宅

- ・老朽公営住宅解体工事 追分西(2棟7戸)・安平東(3棟12戸)・追分北(8棟25戸)・遠浅東(1棟4戸)
- ・公営住宅屋根防水改修工事 追分中央公営住宅(6棟60戸)
- ・単身者住宅屋上防水改修工事 早来北進単身者住宅(1棟14戸)
- ・公営住宅屋上防水改修工事 早来さつき公営住宅(3棟54戸)
- ・公営住宅外壁塗装工事 遠浅南団地B棟(12戸)
- ・公営住宅外壁塗装・屋上防水工事 あげぼの団地 A棟(18戸)、B棟(12戸)
- ・公営住宅外壁塗装工事 緑が丘公営住宅(3棟12戸)
- ・公営住宅水洗化事業 追分北公営住宅、遠浅南公営住宅A棟、B棟
- ・住宅総合計画及び公営住宅等長寿命化計画策定事業
- ・耐震改修促進計画策定事業

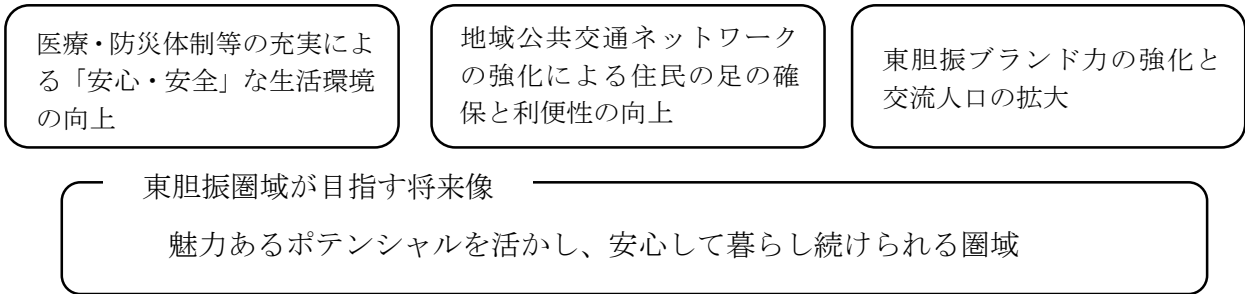
○過疎地域自立促進特別事業

- ・定住促進事業(結婚祝金、出産祝金)
- ・定住促進事業(住宅建設奨励助成金、転入奨励助成金、転校準備助成金、新規就農商工業奨励金)

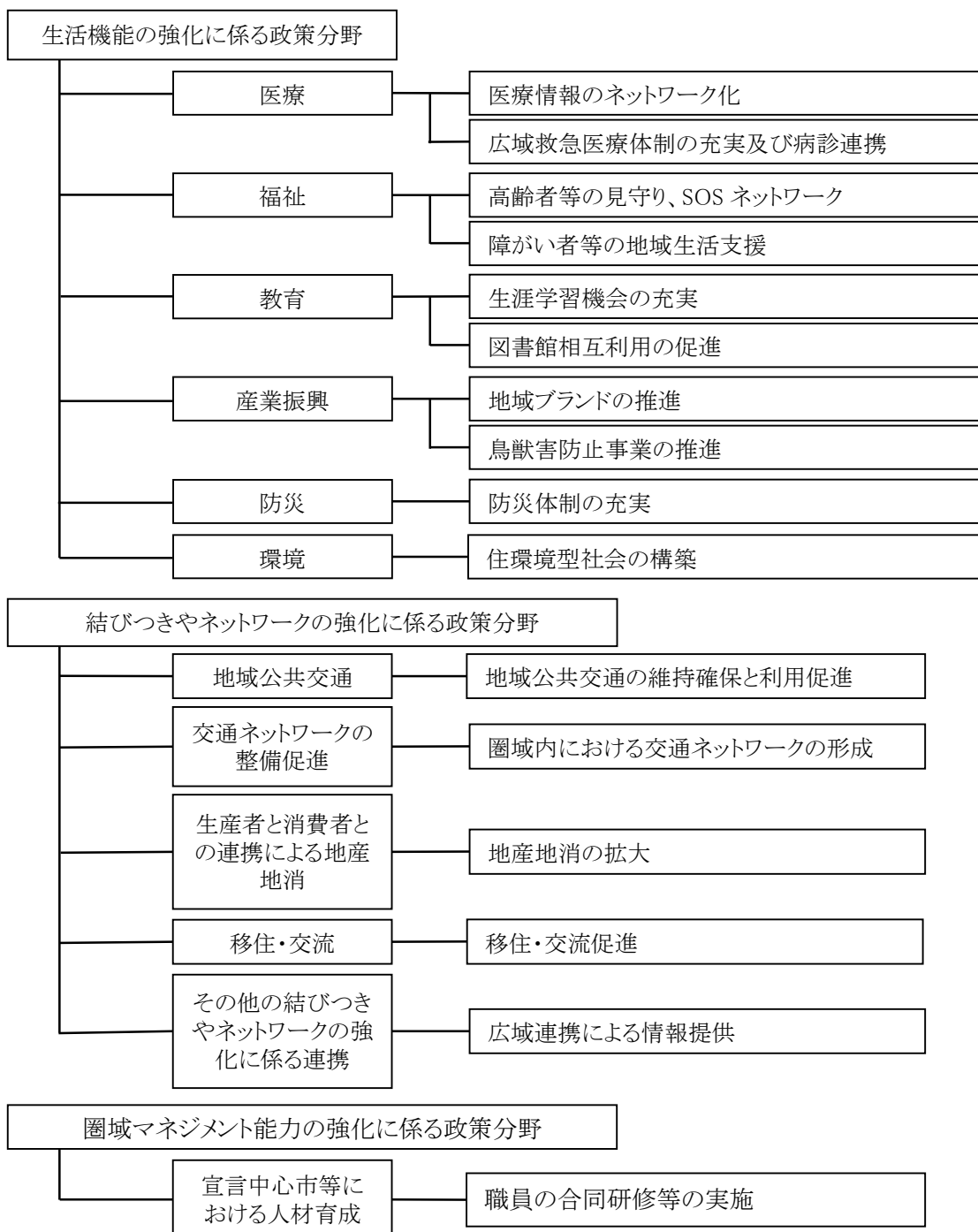
(5) 東胆振定住自立圏共生ビジョン（平成 27 年（2015 年）10 月策定）

本共生ビジョンは、圏域の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき関係市町村が連携して推進する具体的な取組内容を明らかにするものです。計画期間は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間とし、毎年度、所要の見直しを行います。

3 つの柱に重きを置いた施策を継続的に展開しながら、次に掲げる圏域の形成を目指します



■ 共生ビジョンの体系（抜粋）



(6) その他関連計画

○安平町空家等対策計画（平成29（2017）年度策定）

本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家対策特措法」という。）の趣旨を踏まえ、空家問題に対する町の基本的な考え方を明確にし、放置空家への対応や放置空家を増やさないための方策を体系化することにより、着実に施策を推進するために策定するものです。空家対策特措法第6条の規定に基づく「空家等対策計画」として位置付けられています。

計画期間は、平成30（2018）年度から平成34（2020）年度までの5年間とし、社会情勢等の変化に対し、必要に応じて見直していきます。

◇現状

- ・住宅総数：2,637戸、空家数：107戸、空家率：4.1%
- ・増加傾向にあるが、平成29年（2017年）の解体または購入された空家が4件
- ・空家数全体で107戸（平成30年（2018年）1月時点）その内約9割は、利活用も可能な状態である。

◇対象とする空き家の種類

本計画の対象とする空家の種類は、空家対策特措法第2条第1項に規定された「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」とし、活用促進の観点から「跡地（空地）」についても対象に加えることとします。

◇空家等対策の基本方針

① 予防・適正管理の推進

新たな空家等の発生をできるだけ抑制するとともに、空家等対策の基本として、適正管理等の周知を推進します。

- ・連携体制の整備
 - 1) 相談体制の充実
 - 2) 庁内組織における連携
 - 3) 関係団体との連携
 - 4) 空家等の調査
- ・空家等の予防・適正管理の推進
 - 1) 空家等の発生予防
 - 2) 適正管理の周知
 - 3) 町民への啓発

② 利活用の推進

使用可能な空家等の有効活用を図るため、利活用の支援を推進します。

- ・空家等の利活用に向けた支援
 - 1) 空家等の利活用に対する支援
 - 2) 空家バンク制度の充実
 - 3) 空家等の転用に対する支援
 - 4) 空家等の跡地の利活用に対する支援

③ 特定空家等の問題解決

周辺環境への悪影響を解消するために、いわゆる特定空家等に対し、問題の解決に向けた取り組みを推進します。

- ・特定空家等の問題解決に向けた取り組み
 - 1) 管理不十分な空家等への指導
 - 2) 特定空家等への措置
 - 3) 特定空家等の解消に向けた取り組み

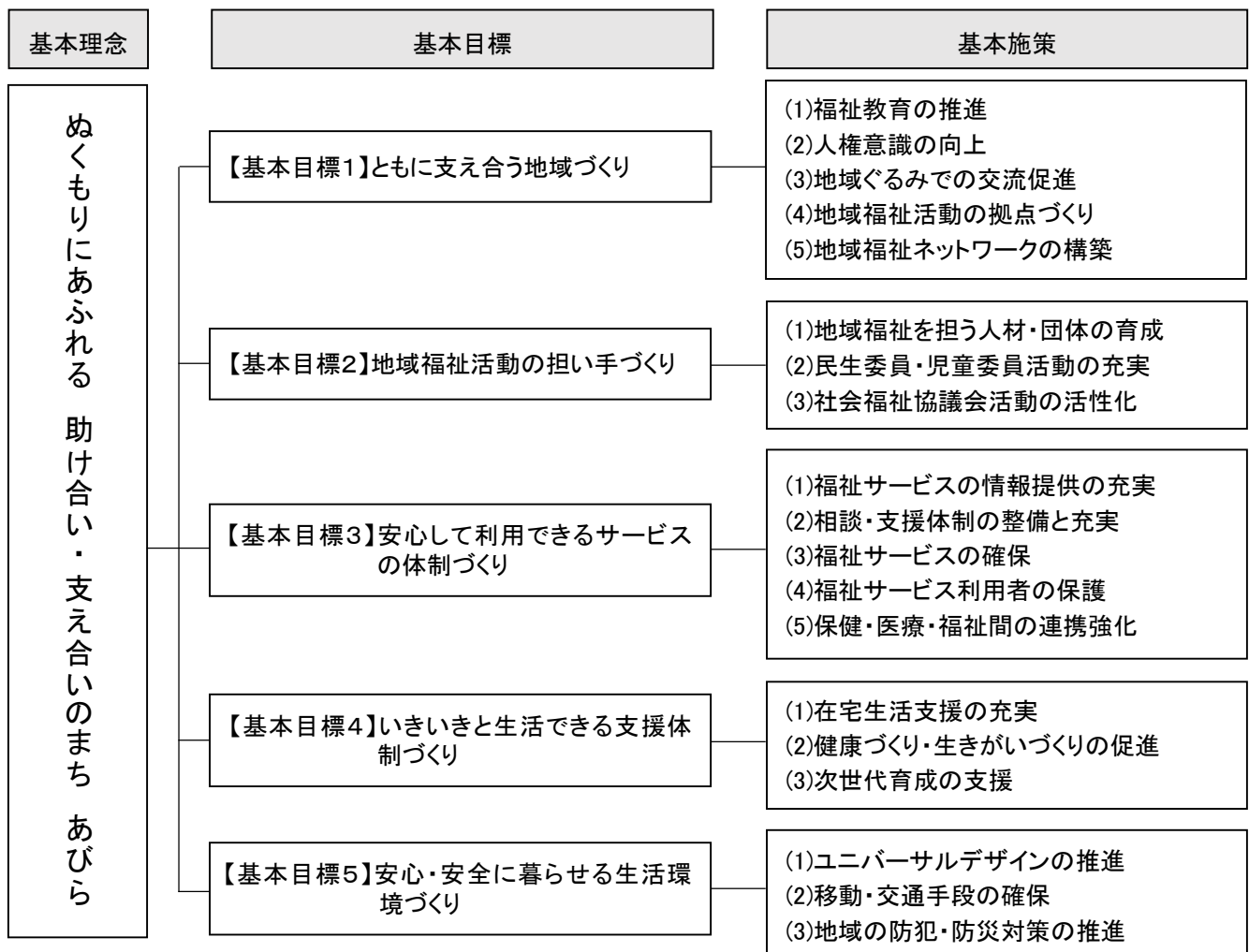
○安平町地域福祉総合計画（平成25（2013）年度策定）

本町において、地域の複雑・多様化した生活課題を積極的かつ自発的に地域全体で解決していく仕組みづくりを確立するため、町民や自治体・町内会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者、町などが担う役割を明らかにし、“町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる地域社会”の実現を目指すことを目的としています。

本計画は、サービスの提供促進と提供体制の整備に係る事項を盛り込むことから、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉を推進するための基本的な計画としての性格を持つものです。「安平町総合計画」を上位計画として位置づけ、今後の安平町における新たな地域福祉を確立するための福祉の基本計画として策定します。

計画期間は、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの5年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢などの変化、地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じ計画を見直します。

◆施策の体系（抜粋）



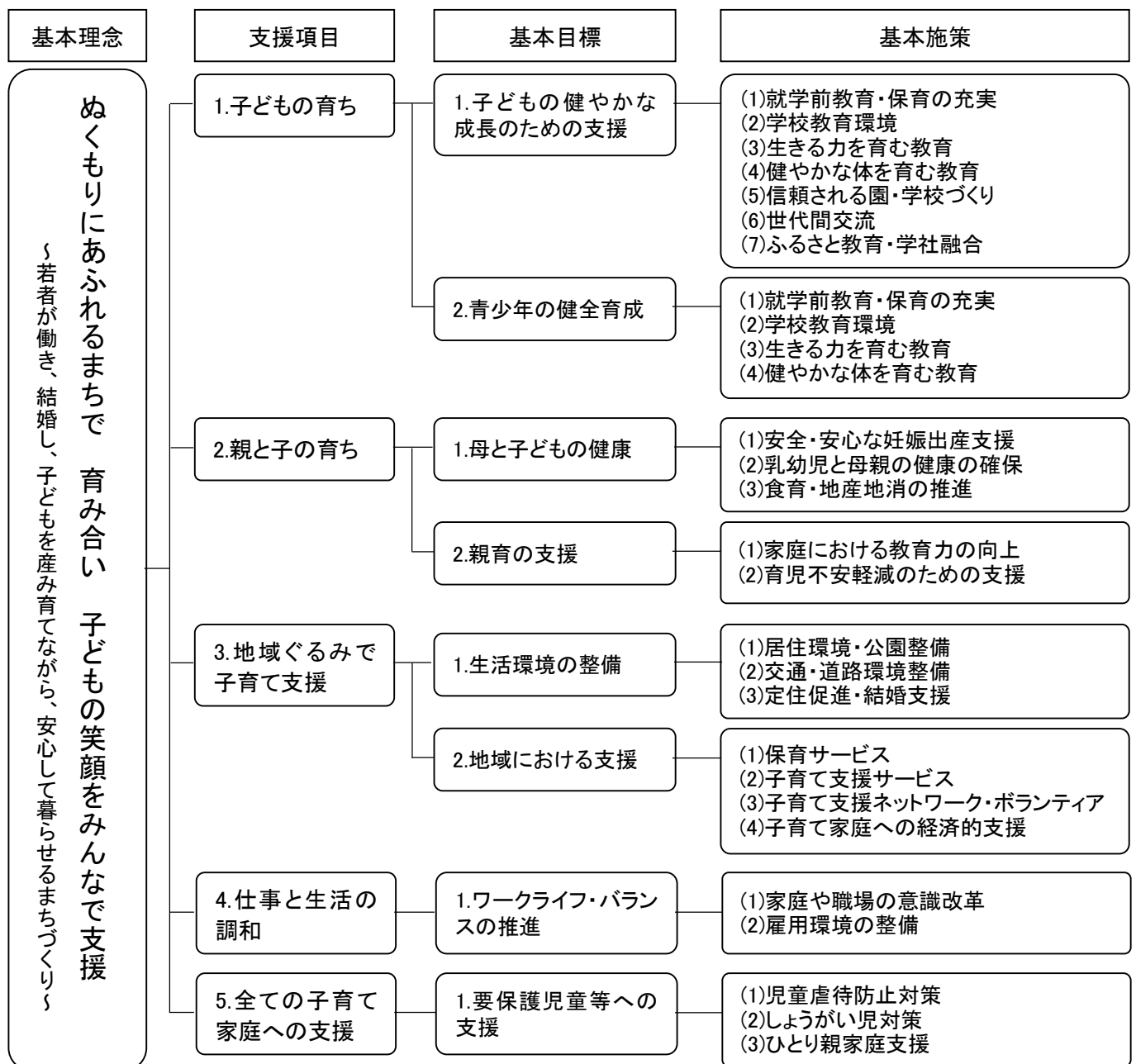
○安平町子ども・子育て支援事業計画（平成26（2014）年度策定）

本計画は、子どもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を総合的、一体的に推進するための指針となるよう、安平町の子ども・子育て支援に関する施策が一覧できるように作成するものです。

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に当たり、策定が任意となった改正後の次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を包含するものでもあります。また、本計画を平成19年(2007年)に策定された「安平町総合計画（平成19(2007)～28(2016)年度）」の子ども・子育てに関する分野の部門別計画として位置付け、「安平町生涯学習計画（平成26～30年度）」や「安平町地域福祉総合計画（平成26(2014)～30(2018)年度）」など子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の整合性を図ります。

計画期間は、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

◆施策体系（抜粋）



2. 国・北海道の住宅施策から見た安平町の課題と検討事項
 (1) 住生活基本計画(全国計画、平成28年(2016年)3月策定)から見た安平町の検討事項

※黒文字…「安平町住宅総合計画(平成20年(2008年)12月)」に示されている住宅施策
 ※青文字…上記以外の新たな検討事項の位置づけ

視点	目 標	基本的な施策	◆国の目標と基本的な施策から見た、安平町の検討事項
居住者からの視点	【目標1】 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 【目標2】 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 【目標3】 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	(1)結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が、必要とする質や広さの住宅(民間賃貸、公的賃貸、持家)に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるように支援を実施 (2)世代間で助け合いながら子どもを育てることができると近居の促進 (3)住まいの近くの子どもを育てる環境を整備を推進 (1)住宅のバリアフリー化やヒートショック対策の推進とともに、「新たな高齢者向け住宅のガイドライン」を検討・創設 (2)まちづくりと調和し、高齢者に適切なサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成 (3)公的賃貸住宅団地の建設等の機会をとらえた、高齢者子育て世帯等に対する施設等の地域の拠点の確保 (4)公的保証による民間金融機関のバックアップ等でリバーシブルモーゲージの普及を図り、高齢者の住み替え等の住生活資金の確保 (5)高齢者の住生活資金の活用や住み替えに関する相談体制の充実	◆国の目標と基本的な施策から見た、安平町の検討事項 ○子育て世代の住みやすい住づくりへ向けた情報提供 →【継続】。他の施策項目と統合) ○高齢社会における安心、安全な暮らしの提供 →【施策趣旨は継続。施策としての表見を拡充】 ○定住促進のための情報提供体制の確立 →【継続。新規施策項目と統合】 ○空き家等の活用や売却・賃貸に関する相談体制や、空き家等及び所有者等の情報収集の充実【新規施策】 ○公的住宅の供給及び適切な維持管理 →【施策趣旨は継続。施策としての表見を拡充】
住宅ストックからの視点	【目標4】 住宅すざらぐを越える新たな住宅循環システムの構築 【目標5】 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新	(1)既存住宅が資産となる「新たな住宅循環システム」の構築。そのための施策を総合的に実施 (2)耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた長期優良住宅等の資産として継承できる良質で安全な新築住宅の供給 (3)資産としての住宅を担保とした資金調達を行える住宅金融市場の整備・育成 (1)質の高い住宅ストックを将来世代へ承継するため、耐震性を強化した住宅の建替え等による更新 (2)耐震化リフォームによる耐震性の向上、長期優良住宅化リフォームによる耐久性等の向上、省エネリフォームによる省エネ性の向上と適切な維持管理の促進 (3)ヒートショック防止等の健康増進・魅力あるデザイン等の投資意欲が刺激され、あるいは効果が実感できるリフォームの促進 (4)密集市街地における安全を確保するための住宅の建替えやリフォームの促進策を検討 (5)民間賃貸住宅の計画的な維持管理を促進するため、必要とする修繕資金が確保されるための手段を幅広く検討 (6)消費者のリフォームに関する相談体制や安心して事業者を選択するためのリフォーム事業者団体登録制度の充実・普及 (7)マンションに関しては、総合的な施策を講じることににより、適切な維持管理や建替え・改修を促進	○環境負荷の少ない住づくり【継続】 ○耐震改修促進計画と連動した住宅の耐震化促進 →【施策趣旨は継続。施策としての表見を拡充】 ○リフォームによる安全で質の高い住づくりに向けた支援【継続】 ○定住促進のための情報提供体制の確立(再掲)
産業・地域からの視点	【目標6】 急増する空き家の活用・除却の推進 【目標7】 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長 【目標8】 住宅地の魅力の維持・向上	(1)良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築 (2)空き家を活用した地方移住、二地域居住等の促進 (3)伝統的な日本家屋としての古民家等の再生や他用途活用を促進 (4)介護、福祉、子育て支援施設、宿泊施設等の他用途への転換の促進 (5)定期借家制度、DIY型賃貸借等の多様な賃貸の形態を活用した既存住宅の活用促進 (6)空き家の活用や売却・賃貸に関する相談体制や、空き家の所有者等の情報の収集・開示方法の充実 (7)防災・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空き家について、空き家等対策の推進に関する特別措置法などを活用した計画的な解体・撤去を促進 (1)地域経済を支える良質な木造住宅の供給促進やそれを行う設計者や技能者の育成等の生産体制整備 (2)伝統的な技術を開発し、それを発展させることとともに、CLT(直交集成材)等の部材・工法等の新たな技術開発を推進 (3)既存住宅の維持管理、リフォーム、空き家管理のいわゆる住生活ストックビジネスの活性化を推進することともに、多角化する住生活産業に対応した担い手を確保し、研修等による育成を強化 (4)生活の利便性の向上と新たな市場創出のための、子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに応える住生活関連の新たなビジネス市場の創出、拡大を促進することともに、住生活産業の海外展開を支援するなど、我が国の住生活産業の成長を促進 (1)スマートウェルネスシティやコンパクトシティなどのまちづくりと連携しつつ、福祉拠点の形成や新たな生活拠点の形成、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上 (2)住宅団地の再生促進と、その機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による地域コミュニティと利便性の向上を促進 (3)住民によって担われる仕組みを充実させることともに、建築協定や景観協定等による良好な景観の形成、高齢者や子どもを地産全体で見守ること等ができる豊かなコミュニティの維持・向上を目指す (4)マンションの居住者、管理組合、周辺住民等の多様な主体により、適切な役割分担の下、積極的なコミュニティ活動の推進 (5)密集市街地の改善整備や無電化住の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る	○空き家等の活用や売却・賃貸に関する相談体制や、空き家等及び所有者等の情報収集の充実(再掲)【新規施策】 ○生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の予防と適正管理の促進 →【新規施策】 ○市街地のにぎわい創出と活性化に向けたまちづくりの推進 →【継続】 ○定住促進のための情報提供体制の確立 →【継続。新規施策項目と統合】 ○住宅火災予防防へ向けた支援 →【継続。新規施策項目と統合】

(2) 北海道住生活基本計画（平成29年（2017年）3月策定）から見た安平町の検討事項

住宅施策の目標	住宅施策の方向性	安平町において検討すべき施策事項	北海道の施策から見た安平町の検討事項
<p>○「活力ある住宅関連産業」の創造</p> <p>○「北海道らしさ」の創造</p> <p>○「安全で安心な暮らし」の創造</p>	<p>住宅施策の方向性</p> <p>○子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保。</p> <p>○子育て世帯などが、自らに適した住まいを確保することができるように、総合的な住情報の提供や安心して民間賃貸住宅などを確保できる取組の推進。</p> <p>○地域で展開される子育て支援サービスの活用や子どもを見守る地域コミュニティの形成促進などにより、安心して子育てのできる住環境づくりの推進。</p> <p>○ユニバーサルデザインの視念にたった住宅の建設や既存住宅のバリアフリー改修の促進などにより、高齢者が安心して暮らしている住環境づくりの推進。</p> <p>○住宅部局と福祉部局が連携し、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進や、公営住宅における既存の福祉サービスなどの活用などにより、高齢者が生活支援等の地域福祉サービスを利用して安心して住み続けることができる住環境づくりの推進。</p> <p>○住まいに関する情報提供・相談体制の充実や適切な住宅への住替えの促進などにより、高齢者がニーズに合った住まいを自ら選択できる環境づくりの推進。</p> <p>○ユニバーサルデザインの視念にたった公営住宅などの整備を促進し、誰もが安心・安全に居住できる住まいの供給の促進。</p> <p>○住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けて、公営住宅などの適切な供給の推進。</p> <p>○「きた住まい」制度による省エネ性能の見える化や省エネリフォームの推進、建築物省エネ法への対応などの推進。</p> <p>○安全で良質な住宅ストックの形成に向け、リフォームの促進に係る技術支援や適切な維持管理に向けた普及啓発、消費者が安心してできるリフォーム関連情報の提供などの推進。</p> <p>○耐震性を充たさない住宅の耐震改修等の促進に係る普及啓発や支援などにより耐震化に向けた取組の推進。</p> <p>○「きた住まい」制度による省エネ性能の見える化や省エネリフォームの推進、建築物省エネ法への対応などの推進。</p> <p>○空き家等の活用や適正管理の円滑な推進に向けた市町村の取組への支援。</p> <p>○空き家等の活用に向けて、空き家等の情報発信や相談対応などの取組の推進。</p> <p>○道民が空き家等に関する情報を理解し、空き家の活用や適正管理の推進に向け、空き家に関する情報提供など、道民への周知・啓発の推進。</p> <p>○地域の住宅事業者の人材育成などを支援し、良質な住まいづくりを促進。</p> <p>○道内の建築技術や建築部材・資材の道外への販路拡大などにより、地域の技術や資源などの北海道の優位性を活かした産業振興。</p> <p>○地域にふさわしい住まいづくりを進め、地域材・地域資源の域内循環を促進し、地域経済の活性化などに寄与する住宅産業の振興。</p> <p>○誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住環境づくりの推進。</p> <p>○本道の豊かな自然環境などの魅力を活かした住環境づくりや移住・定住の取組を促進するとともに、豊富な新エネルギーなどを活用し、低炭素化・資源循環による持続可能な住環境づくりの推進。</p> <p>○住環境の維持保全を担う地域コミュニティの支援や住まい手への意識啓発など、北国の豊かなまらなみや住宅地の景観の形成に向けたハート・ソフト両面による地域主体の住環境づくりの推進。</p>	<p>○：町の検討事項</p> <p>△：内容の一部が町の検討事項</p> <p>△：町の検討事項</p> <p>△：独自の施策</p>	<p>北海道の施策から見た安平町の検討事項</p> <p>※黒文字：「安平町住宅総合計画（平成20年（2008年）2月）」に示されている住宅施策</p> <p>※青文字：上記以外の新たな検討事項の位置づけ</p> <p>○子育て世代の住みやすい住宅づくりへ向けた情報提供</p> <p>→【継続】。他の施策項目と統合</p> <p>○定住促進のための情報提供体制の確立</p> <p>→【継続】。新規施策事項と統合</p> <p>○子育て世代の住みやすい住宅づくりへ向けた情報提供（再掲）</p> <p>○高齢社会における安心、安全な暮らしの提供</p> <p>→【施策趣旨は継続】。施策としての表頭を拡充</p> <p>○定住促進のための情報提供体制の確立（再掲）</p> <p>○公的住宅の供給及び適切な維持管理</p> <p>→【施策趣旨は継続】。施策としての表頭を拡充</p> <p>○定住促進のための情報提供体制の確立（再掲）</p> <p>○リフォームによる安全で質の高い住宅づくりに向けた支援【継続】</p> <p>○耐震改修促進計画と連動した住宅の耐震化促進</p> <p>→【施策趣旨は継続】。施策としての表頭を拡充</p> <p>○空き家等の活用や売却・賃貸に関する相談体制や、空き家等及び所有者等の情報収集の充実【新規施策】</p> <p>○生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の予防と適正管理の促進【新規施策】</p> <p>○基本理念「いつまでも住み続けたい 安心して暮らせる住まいづくり」に包括</p> <p>○町有地・空き家等の利活用による多様な住宅ニーズへの対応【新規施策。総合計画より】</p> <p>○民間資金等を活用した新たな分譲地の開発の検討【新規施策。総合計画より】</p> <p>○下水道の整備と水洗化の普及促進【継続】</p> <p>○環境負荷の少ない住宅づくり【継続】</p> <p>○地域主体の住環境づくりに向けた総合的な情報提供</p> <p>→【新規施策。従前施策「定住促進のための情報提供体制の確立」と統合】</p>

3. 安平町のこれまでの住宅施策の評価・課題

ここでは、従前計画である安平町住宅総合計画（平成 20 年(2008 年)2 月策定）で掲げた、4 つの基本目標について、これまでの取り組みと課題の検証を行います。

従前計画の基本目標
 (安平町住宅総合計画(平成 20 月(2008 年)2月策定))

基本目標 1 : 世代を超えて、共に支え合える住まい住環境づくり 基本目標 2 : 多様なニーズに対応する良質な住まいづくり 基本目標 3 : 安平町の地域特性を活かした住まい・住環境づくり 基本目標 4 : いつまでも住み続けることができる住まい・住環境づくり

基本目標1 →	世代を超えて、共に支え合える住まい住環境づくり
取組の枠組み	○高齢者対応 ○若年世帯対応 ○子育て世帯対応
これまでの取組み	① <u>高齢社会における安心、安全な暮らし</u> ・平成 26(2014) 年度に創設された「安平町住宅リフォーム助成制度」によるバリアフリー改修工事への支援の実施。 ・居宅介護住宅改修費（介護保険）によるバリアフリー改修工事への支援の実施。 ・在宅高齢者が安心して自立した生活ができるように、緊急時の連絡及び相談に用いる緊急通報システムが継続されています。 ② <u>若年世帯・子育て世帯の住みやすい住宅づくり</u> ・平成 23(2011) ～25(2013)年度の3ヶ年実施した「民間賃貸共同住宅等建設促進事業」により民間アパートの建設を支援し、合計 106 戸（1LDK=25 戸、2LDK=71 戸、3LDK=10 戸）のアパートが整備され、若年世帯・子育て世帯の受け皿確保につながりました。 ・平成 21(2009) 年度に遊休ストック住宅を活用して「移住促進住宅」を整備し、町外からの子育て世帯の移住・定住につなげています。



課題の整理	① <u>高齢社会における安心、安全な暮らし</u> → 【施策の継続】 今後も進展する高齢社会への対応として、各施策の継続が望まれます。 ② <u>若年世帯・子育て世帯の住みやすい住宅づくり</u> → 【施策の継続】 若年世帯・子育て世帯が地域において健康で安心して暮らせる住まいづくりに向けた情報提供が望まれます。 → 【施策の継続】 町外の子育て世帯等が移住・定住しやすい環境づくりと受け皿確保のために、遊休ストック住宅等の活用に係る検討が望まれます。 → 【新規施策】 子育て世帯が町内において住み良い住宅を選択・確保しやすい環境づくりに向けて、空き家等の利活用に対する支援策及び空家バンク制度等と連携した取組みなどの検討が望まれます。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本目標2 →	多様なニーズに対応する良質な住まいづくり
取組の枠組み	○持ち家状況 ○民間アパート状況 ○公営住宅状況 ○空き家状況
これまでの取組み	<p>①町有地を活用した民間賃貸住宅の建設誘導</p> <p>※従前計画では「町有地を活用した」という限定的な建設誘導策が示されていましたが、実際の施策実施では限定範囲にとどめない取組みを進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23(2011)～25(2013)年度に実施した「民間賃貸共同住宅等建設促進事業」により民間アパートの建設が促進され、合計 106 戸が整備されました(再掲)。 <p>②安価で良質な住宅の提供</p> <p>※従前計画では「安価で」という限定的な取組みが示されていましたが、実際の施策実施では限定範囲にとどめない取組みを進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な賃貸住宅の提供として、計画的な公営住宅の建替・整備、及び民間アパートの建設支援(「民間賃貸共同住宅等建設促進事業」)の実施(再掲)。 ・安平町への移住促進として、移住希望者が町内で移住体験できる施設として「おためし暮らし住宅」の整備と運営。 ・長期にわたり良好な状態で住み続けられる優良な住宅(長期優良住宅)の町内での普及のために、平成 28(2016)年度に「安平町長期優良住宅建設助成金制度」を創設、制度の実施(対象地は町が分譲販売している区画に限る)。 ・リフォームによる良質な住宅づくりに向けた支援として、平成 26(2014)年度に「安平町住宅リフォーム助成制度(バリアフリー改修、耐震改修、断熱・省エネ改修)」を創設、制度の実施(再掲)。 <p>③公的住宅の供給及び適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づいた、老朽化し更新期を迎えた住棟更新(建替)と適切な維持管理の実施。



課題の整理	<p>①民間賃貸住宅・民間戸建て住宅の建設誘導のための情報提供</p> <p>→【施策趣旨の継続】安心して町に暮らし、長く住み続けられる住環境に向けて、民間賃貸住宅・民間戸建て住宅の建設誘導のための情報提供が必要です。</p> <p>②安全で質の高い住宅づくりに向けた支援</p> <p>→【施策の継続】長期優良住宅の普及に向けた支援の継続が望まれます。</p> <p>→【施策の継続】リフォームによる安全で質の高い住宅づくりに向けた支援の継続が望まれます。また、若年世帯や町外世帯の制度利用を促すための情報発信が必要です。</p> <p>③公営住宅等長寿命化計画に基づく、長寿命化を図る管理と改善等の推進</p> <p>→【施策の継続】安平町公営住宅等長寿命化計画に基づいて、公営住宅等の予防保全的な管理と長寿命に向けた改善等が必要です。</p> <p>④町有地・空き家等の利活用</p> <p>→【新規施策】町有地・空き家等を活用し、多様な住宅ニーズへの対応や定住人口の拡大などが望まれます。</p> <p>⑤空き家等の活用と適正管理の推進</p> <p>→【新規施策】空き家等の増加の抑制と、生活環境へ影響を及ぼさない適正管理が必要です。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本目標3 →	安平町の地域特性を活かした住まい・住環境づくり		
取組の枠組み	○省エネ対応	○エネルギー対応	○防災対策
これまでの取組み	<p><u>①環境負荷の少ない住宅づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォームによる断熱・省エネの住宅づくりに向けた支援として、平成26(2014)年度に「安平町住宅リフォーム助成制度（バリアフリー改修、耐震改修、断熱・省エネ改修）」を創設、制度の実施（再掲）。 ・環境負荷の少ないエネルギー利用の促進に向けて、平成26(2014)年度に「安平町住宅用太陽光発電システム設置補助金」を創設し、設置促進の支援を実施。 <p><u>②情報通信基盤の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の緊急情報や防災情報、行政情報等の伝達格差・途切れがない環境に向けた、防災行政デジタル無線の整備やテレビ放送空き周波数を利用したエリア放送の「あびらチャンネル（平成27年(2015年)開局）」の整備と運営。 <p><u>③下水道の整備と水洗化の普及推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の計画的・継続的な整備による清潔で快適な住環境づくりの推進。 ・公共下水道が整備された公営住宅等における計画的な下水道接続が実施されています。 <p><u>④災害時の安全性の向上と住宅火災予防への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の防災意識を高め、災害・火災から人命・財産を守るための対策の充実を図りました。 ・住宅火災予防の重要性、火災警報器設置の意義や義務についての情報提供等を行いました。 ・安平町耐震改修促進計画に基づいて、住宅・建築物の耐震化の促進に努めています。 <p><u>⑤耐震改修促進計画と連動した住宅の耐震化促進</u></p> <p>→ 【施策項目から取組内容への変更】 住宅・建築物の耐震化に係る施策とその推進は「安平町耐震改修促進計画（平成29(2017)年度策定予定）」に位置づけられるため、独立した施策とはせずに上記④に包括される取組みとします。</p>		



課題の整理	<p><u>①環境負荷の少ない住宅づくり</u></p> <p>→ 【施策の継続】 高断熱・高气密、省エネルギーで環境負荷に配慮した住宅づくりの促進の継続が必要です。</p> <p><u>②災害時の安全性の向上と、住宅火災予防に向けた取組み</u></p> <p>→ 【施策の継続】 緊急情報や防災情報、行政情報等の円滑な伝達のために、防災行政デジタル無線の継続やあびらチャンネルの継続・拡充が望まれます。</p> <p>→ 【施策の継続】 町民が防災・防火への関心を持つように防災・防火意識を高めるとともに、災害・火災等から人命・財産等を守る対策の充実が必要です。</p> <p>→ 【施策の継続】 安平町耐震改修促進計画に基づく、住宅・建築物の耐震化の促進の継続が必要です。</p>		
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

基本目標4 →	いつまでも住み続けることができる住まい・住環境づくり		
取組の枠組み	○移住・定住対応	○宅地対応	○市街地活性化対応
これまでの取組み	<p><u>①移住・定住の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安平町への移住促進として、移住希望者が町内で移住体験できる施設として「おためし暮らし住宅」の整備と運営。 ・安平町・厚真町の移住定住支援サイト「北海道のびのび暮らし」を開設し（平成 28(2016)年度）、空き物件情報・移住体験談の掲載、町ホームページ・移住相談ワンストップ窓口へのリンクなど、移住・定住に係る情報提供の充実を図っています。 ・今後は空き家物件など登録物件を増やすための取組みと、空き家の流動化を促す取組みが求められてきます。 <p><u>②優良住宅地の供給</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営分譲地の販売促進と継続（ラ・ラ・タウンおいわけ、アイリスタウン、町営若草団地）。 ・上記のほかに、町有地早来栄町公営住宅跡地（5区画）を分譲販売し、完売しました。 <p><u>③市街地のにぎわいの創出と活性化に向けたまちなか居住の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早来商店街でのにぎわい創出のための交流拠点施設「まち・あいステーションラピア」が平成 25(2013)年度に整備され、運営されている。 ・公営住宅等によるまちなか居住として平成 27(2015)年度に安平駅前公営住宅（2棟8戸）を整備。 		



課題の整理	<p><u>①情報提供の継続</u></p> <p>→ 【施策表記の変更】 移住・定住の促進や空き物件情報、移住相談ワンストップ窓口など、住宅関連情報の提供と相談体制の継続・充実を図る必要があります。</p> <p><u>②民間資金等を活用した新たな分譲地の開発の検討</u></p> <p>→ 【新規施策】 町ではこれまで町営分譲地の販売を行ってきましたが、今後は民間資金等を活用した新たな分譲地の開発について検討します。</p> <p><u>③空き店舗・空き家活用や創業者支援による市街地のにぎわいの創出と活性化</u></p> <p>→ 【施策趣旨の継続。方策見直し】 「市街地のにぎわいの創出と活性化」の方策を、従前計画では「まちなか居住の推進」としていましたが、今回の見直しにより、「空き店舗・空き家活用や創業者支援」を位置づけることとし、その方策の促進が望まれます。</p>		
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

4. 安平町の住まい・住環境に関する検討事項と展開方向

(従前計画)基本目標	これまでの取組み	検討事項(課題)	展開方向
世代を超えて、共に支え合える住まい・住環境づくり	① 高齢社会における安心、安全な暮らし ・「安平町住宅リフォーム助成制度」によるバリアフリー改修工事への支援 ・居宅介護住宅改修費(介護保険)によるバリアフリー改修工事への支援	① 高齢社会における安心、安全な暮らし	●高齢者が安心して暮らせる住環境づくり
	② 若年世代・子育て世代の住みやすい住宅づくり ・「民間賃貸共同住宅等建設促進事業(平成23(2011)～25(2013)年度)」による民間アパート建設への支援	② 若年世代・子育て世代の住みやすい住宅づくり	●若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住環境づくり
多様なニーズに対応する良質な住まいづくり	① 民間賃貸住宅の建設誘導 ・「民間賃貸共同住宅等建設促進事業(平成23(2011)～25(2013)年度)」による民間アパート建設への支援	① 民間賃貸住宅・民間戸建て住宅の建設誘導のための情報提供	●多様な住宅ニーズへの対応 ●定住促進のための住まい・住環境づくり
	② 良質な住宅の提供 ・計画的な公営住宅の建替・整備、民間アパートの建設支援 ・移住促進・おためし暮らし住宅の整備 ・「安平町長期優良住宅建設助成金制度」による優良な住宅の普及(対象地は町分譲地) ・「安平町住宅リフォーム助成制度」によるバリアフリー改修工事への支援	② 安全で質の高い住宅づくりに向けた支援の継続	
	③ 公的住宅の供給及び適切な維持管理 ・「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づく、整備と維持管理	③ 公営住宅等長寿命化計画に基づく、長寿命化を図る管理と改善等の推進	●公営住宅等長寿命化計画に基づく、長寿命化を図る管理と改善等の推進
		④ 町有地・空き家等の利活用	●空き家等の活用の推進と、空き家等の増加の抑制 ●空き家等の適正管理の促進
		⑤ 空き家等の活用と適正管理の推進	
安平町の地域特性を活かした住まい・住環境づくり	① 環境負荷の少ない住宅づくり ・断熱・省エネ住宅リフォームの支援 ・住宅用太陽光発電システム設置の支援	① 環境負荷の少ない住宅づくり	●自然環境と共生する住まいづくり
	② 災害時の安全性の向上と住宅火災予防の支援 ・町民の防災意識を高め、災害・火災から人命・財産を守るための対策の充実 ・住宅火災予防の重要性、火災警報器設置の意義や義務についての情報提供 ・安平町耐震改修促進計画に基づく、住宅・建築物の耐震化の促進に努める	② 災害時の安全性の向上と住宅火災予防に向けた取組み	●多様な住宅ニーズへの対応(再掲) ●安全、安心、快適に暮らすことのできる住環境の整備
いつまでも住み続けることができる住まい・住環境づくり	① 移住・定住の促進 ・移住促進・おためし暮らし住宅の整備 ・Web「移住定住支援サイト」による情報提供	① 情報提供の継続	●市街地のにぎわいの創出と活性化に向けた空き店舗・空き家活用の促進
	② 優良住宅地の供給 ・町営分譲地の販売促進(ラ・ラ・タウンおいわけ、アイリスタウン、町営若草分譲地) ・町有地早来栄町公営住宅跡地(5区画)の分譲販売	② 民間資金等を活用した新たな分譲地の開発の検討	
	③ 市街地のにぎわいの創出と活性化に向けた空き店舗・空き家活用の推進 ・早来商店街にぎわい創出施設「ラピア」の整備(平成25年(2013年))	③ 空き店舗・空き家活用や創業者支援による市街地のにぎわいの創出と活性化	

● 第3章 安平町の住宅施策の展開

1. 住宅施策の基本理念と基本目標
2. 住まい方の将来フレームの設定
3. 具体的な住宅施策

1. 住宅施策の基本理念と基本目標

(1) 基本理念と基本目標

本計画の基本理念については、従前計画の安平町住宅総合計画（平成 20 年(2008 年) 2 月策定）の基本理念を踏襲することとします。

そして、基本理念のもとに、前章において整理した検討事項（課題）と展開方向に基づいて基本目標を位置づけることとします。

●住宅施策の基本理念

いつまでも住み続けたい 安心して暮らせる住まいづくり

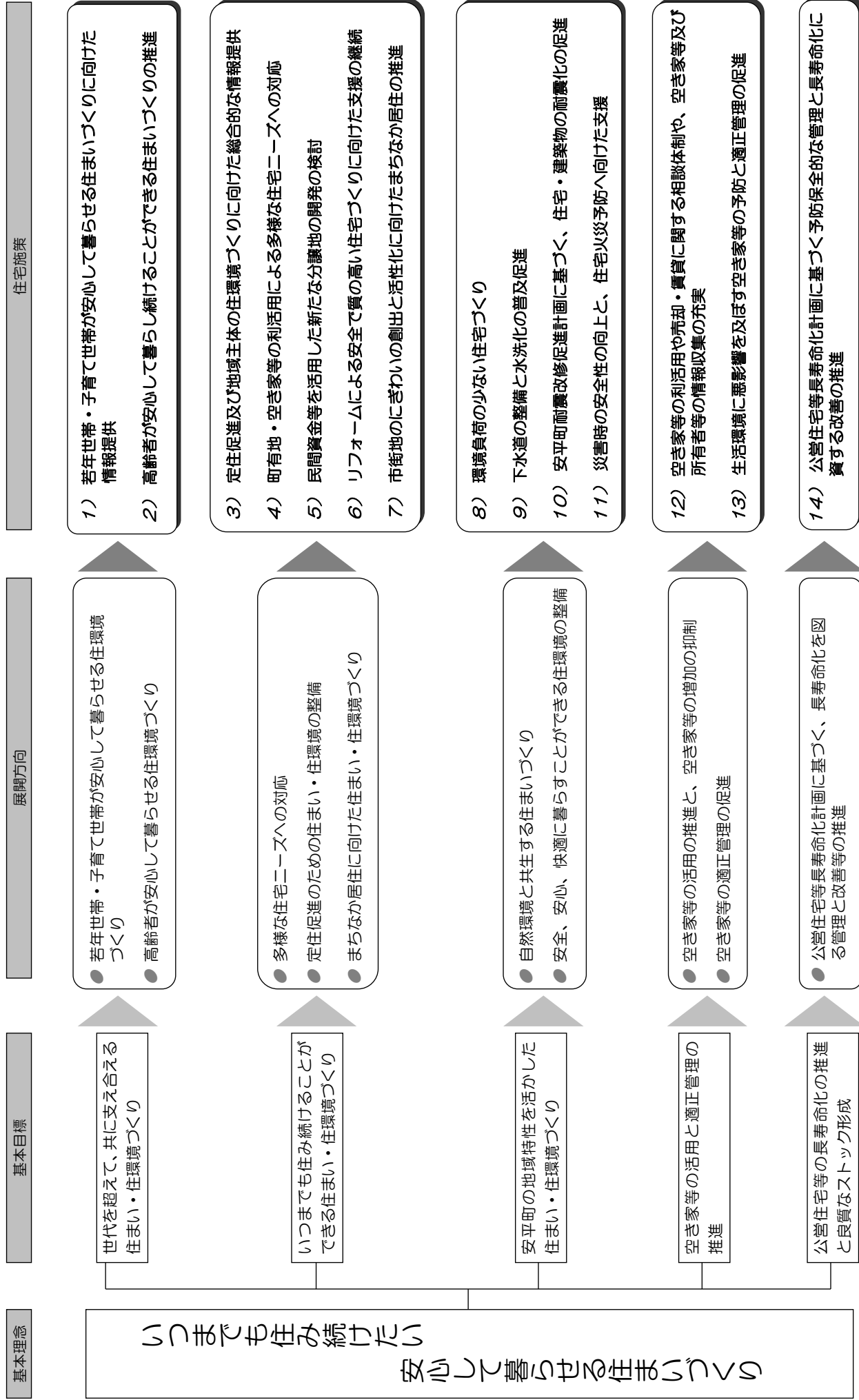


●基本目標

- 世代を超えて、共に支え合える住まい・住環境づくり
- いつまでも住み続けることができる住まい・住環境づくり
- 安平町の地域特性を活かした住まい・住環境づくり
- 空き家等の活用と適正管理の推進
- 公営住宅等の長寿命化の推進と良質なストック形成

(2) 住宅施策の体系

安平町の現況と課題、国・北海道の住宅施策等を踏まえ、本計画における基本理念・基本目標を位置づけし、基本理念・基本目標の実現へ向けた展開方向及び住宅施策を体系として整理します。



3. 将来の公営住宅等のストック量の設定

(1) 人口・世帯数の推計

ここでは、計画期間の最終年度の平成 39(2027)年度、構想期間の最終年度の平成 49(2037)年度を目標とした人口・世帯数の推計を行います。

① 将来の人口推計

公営住宅等の将来供給目標量を設定するための人口推計については、実際の人口推移(変動)に近い推計人口を採用する必要があります。

ここでは、第2次安平町総合計画の将来推計の推計値に基づいて、将来人口推計を行うこととします。

第2次安平町総合計画の将来推計の人口推計値から算定できる変化率を適用して、平成 39(2027)年度及び平成 49(2037)年度の人口推計とします。

■安平町総合計画の将来人口に基づく、安平町の将来人口推計

	年	安平町の人口推移と 本計画における将来人口設定	目標人口(第2次安平町 総合計画)	将来人口の直近5年間の 1年間当たりの平均減少数
実績値 (国勢調査)	平成 22 年 (2010 年)	8,726 人	—	—
	平成 27 年 (2015 年)	8,148 人	—	—
推計値	平成 32 年 (2020 年)	7,870 人	7,870 人	—
	平成 37 年 (2025 年)	7,560 人	7,560 人	(7,560-7,254)÷5= 61.2 人/年
	平成 38 年 (2026 年)	—	7,500 人	
	平成 39 年 (2027 年)	$7,560 - (61.2 \times 2) =$ 7,438 人	—	
	平成 42 年 (2030 年)	7,254 人	7,254 人	
平成 47 年 (2037 年)	$7,254 - (61.2 \times 7) =$ 6,826 人	—	—	

② 将来の平均世帯人員推計

■国立社会保障・人口問題研究所の平均世帯人員の推移に基づく、安平町の将来平均世帯人員の推計

平成 39 年(2027 年)・平成 49 年(2037 年)の安平町の平均世帯人員は、国立社会保障・人口問題研究所公表(平成 30 年(2018 年)1 月推計)の全国における平均世帯人員(一般世帯)の推移から算定される平均減少数を適用して推計します。

平均世帯人員の推移							
区 分	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 52 年 (2040 年)
全 国	2.42	2.33	2.26	2.19	2.15	2.11	2.08
北海道	2.21	2.14	2.10	2.07	2.05	2.04	—

※全国・北海道ともに国立社会保障・人口問題研究所の公表値。

全国は平成 30 年(2018 年)1 月公表値、北海道は平成 26 年(2014 年)4 月公表値による。

■国立社会保障・人口問題研究所公表の平均世帯人員の推移推計に基づく、安平町の平均世帯人員推計

	年	安平町の 平均世帯人員	全国の平均 世帯人員の 推移	全国推計値の直近 10 年 間または5年間の1年間 当たりの平均減少数	北海道の 平均世帯人員 の推移
実績値 (国勢調査)	平成 22 年 (2010 年)	2.33	2.42	—	2.21
	平成 27 年 (2015 年)	2.24	2.33	$(2.33-2.19)/10=$ 0.014	2.14
推計値	平成 37 年 (2025 年)	$2.24-(0.014 \times 10)=2.10$	2.19	$(2.19-2.15)/5=$ 0.008	2.07
	平成 39 年 (2027 年)	$2.10-(0.008 \times 2)=2.08$	—		—
	平成 42 年 (2030 年)	$2.08-(0.008 \times 5)=2.04$	2.15	$(2.15-2.11)/5=$ 0.008	2.05
	平成 47 年 (2035 年)	$2.04-(0.008 \times 5)=2.00$	2.11		2.04
	平成 49 年 (2037 年)	$2.00-(0.006 \times 2)=1.98$	—	$(2.11-2.08)/5=$ 0.006	—
	平成 52 年 (2040 年)	$1.98-(0.006 \times 5)=1.95$	2.08		—

③ 将来の世帯数推計

将来の人口推計値、平均世帯人員推計に基づいて、将来の世帯数(一般世帯)を推計します。

年 度	将来人口推計	÷	平均世帯人員推計	=	将来世帯数推計 (一般世帯)
平成 39(2027)年度	7,438 人	÷	2.08 人/世帯	=	3,575 世帯
平成 49(2037)年度	6,826 人	÷	1.98 人/世帯	=	3,447 世帯

●将来の人口・世帯数の設定(まとめ)

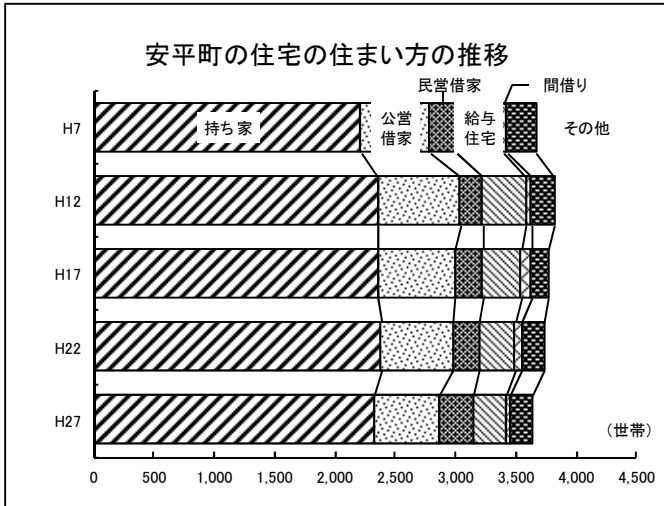
	人口	平均世帯人員	世帯数 (一般世帯)	平成 27 年(2015 年)の 世帯数からの増減率
平成 22 年(2010 年)	8,726 人	2.33 人/世帯	3,740 世帯	—
平成 27 年(2015 年)	8,148 人	2.24 人/世帯	3,635 世帯	—
平成 39 年(2027 年)	7,438 人	2.08 人/世帯	3,575 世帯	-1.7%
平成 49 年(2037 年)	6,826 人	1.98 人/世帯	3,447 世帯	-5.2%

(2) 住まい方の将来フレームの設定

① 国勢調査に見る、これまでの住まい方の推移

持ち家に居住する世帯の比率は、60%台前半で推移しており、全体の約6割強を占めています。

公営借家は14~17%台、間借りは1%台で推移し、民営借家は平成22年(2010年)までは220戸前後でほぼ横ばいでしたが、平成23(2011)年度からの民営借家の建設誘導に伴い平成27年(2015年)に294戸(8.1%)と増加傾向となりました。給与住宅については、国勢調査年ごとに0.7~1.0%減少する傾向にあります。



(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安平町計	3,677	3,819	3,773	3,740	3,635
持ち家	2,216	2,367	2,367	2,380	2,330
公営借家	568	667	635	599	530
民営借家	221	189	213	223	294
給与住宅	381	360	330	292	259
間借り	36	38	70	54	42
その他	255	198	158	192	180

(各年 国勢調査)

② 住まい方の将来フレームの設定

国勢調査に見る住まい方の推移に基づき、平成39(2027)年度および平成49(2037)年度における住まい方の将来フレームを設定します。

◆持ち家

○60%台前半で推移していることから、今後、平成27年(2015年)の構成比(64.1%)で推移することとします。

◆公営借家

○14~17%台で推移していることから、今後、平成27年(2015年)の構成比(14.6%)で推移することとします。

◆民営借家

○平成23(2011)年度からの民営借家の建設誘導に伴い、平成22年(2010年)の223戸から平成27年(2015年)には294戸まで増加していることから、今後、294戸で推移することとします。

◆給与住宅

○国勢調査年ごとに0.7~1.0%減少する傾向にあることから、構成比として平成39年(2027年)は6.5%、平成49年(2037年)は5.5%と設定します。

◆間借り

○1%台で推移していることから、今後、平成27年(2015年)の構成比(1.2%)で推移することとします。

◆その他

○国勢調査年ごとにバラつく傾向にありますが、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)は横ばい傾向にあることから、今後、平成27年(2015年)の構成比(5.0%)程度で推移することとします。

◆住まい方の将来フレーム

		国勢調査 実績値				住まい方の将来フレーム	
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成39年	平成49年
全町世帯数		3,829	3,788	3,753	3,651	—	—
施設等の世帯	世帯数	10	15	13	16	—	—
	構成比	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	—	—
一般世帯 (住宅居住世帯)	世帯数	3,819	3,773	3,740	3,635	3,575	3,447
	構成比	99.7%	99.6%	99.7%	99.6%	—	—
持ち家	世帯数	2,367	2,367	2,380	2,330	2,292	2,210
	構成比	62.0%	62.7%	63.6%	64.1%	64.1%	64.1%
公営借家	世帯数	667	635	599	530	522	503
	構成比	17.5%	16.8%	16.0%	14.6%	14.6%	14.6%
民営借家	世帯数	189	213	223	294	294	294
	構成比	4.9%	5.6%	6.0%	8.1%	8.2%	8.5%
給与住宅	世帯数	360	330	292	259	232	190
	構成比	9.4%	8.8%	7.8%	7.1%	6.5%	5.5%
間借り	世帯数	38	70	54	42	43	41
	構成比	1.0%	1.9%	1.5%	1.2%	1.2%	1.2%
その他	世帯数	198	158	192	180	192	209
	構成比	5.2%	4.2%	5.1%	5.0%	5.4%	6.1%
一般世帯(計) (住宅居住世帯)	世帯数	3,819	3,773	3,740	3,635	3,575	3,447
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 将来の公営住宅等のストック量の設定

住まい方の将来フレーム（公営借家の入居世帯数）に基づき、以下に、本町の将来の公営住宅等のストック量を設定します。

老朽化した団地の建替事業及び改善事業を円滑に推進するための政策空家戸数（10～29戸）を目標管理戸数として見込むものとします。

目標年度	公営借家（公営住宅等）の入居世帯数(上記表より)		建替等を円滑に推進するための政策空家戸数	公営住宅等の将来のストック量
平成39年度	522世帯	+	10～29戸	533～551世帯
平成49年度	503世帯	+		513～532世帯

3. 具体的な住宅施策

◆展開方向①

- 若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住環境づくり
- 高齢者が安心して暮らせる住環境づくり

1) 若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住まいづくりの推進

- ・ 地域の子育て支援サービスの活用や子どもを見守る地域コミュニティなどの情報提供を進め、安心して子育てのできる住環境づくりを推進します。
- ・ 誰もが安心して暮らすことができる住環境づくりに向けて、子どもから高齢者等まで安全に配慮した良質な住宅ストック、住環境の整備に努めます。
- ・ 町外の子育て世帯等が安平町に移住・定住しやすい環境づくりと受け皿確保のために、遊休ストック住宅等の活用などについて検討します。
- ・ 子育て世帯が町内において住み良い住宅を選択・確保しやすい環境づくりに向けて、空き家等の利活用に対する支援策及び空家バンク制度等と連携した仕組みや取組みなどを検討します。

2) 高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいづくりの推進

- ・ 在宅高齢者が安心して自立した生活ができるように、従来から実施している緊急時の連絡及び相談に用いる緊急通報システムを継続します。
- ・ 高齢者が安全・安心して自宅に暮らし続けることができるように、平成 26（2014）年度に創設された「安平町住宅リフォーム助成制度」の継続と制度拡充について検討します。また、高齢者等の住宅改修においては介護保険制度との役割分担や連携による改修を進めます。

◆展開方向②

- 多様な住宅ニーズへの対応
- 定住促進のための住まい・住環境の整備
- 市街地のにぎわいの創出と活性化に向けた空き店舗・空き家活用の促進

3) 定住促進及び地域主体の住環境づくりに向けた総合的な情報提供

- ・町民・住まい手、移住・定住希望者などが安心して住宅取得や新築、リフォームができて、町に長く暮らし続けられるように、住宅関連情報の提供と相談体制の継続と充実を図ります。
- ・住民、自治会、町内会等から空き家情報や民間が分譲している土地情報などの不動産情報の収集に努め、収集した情報を住民、自治会、企業や移住・定住希望者に提供し、地域の住宅等の資産が有効に活用できるような情報のネットワーク化の受入れ体制づくりを検討します。
- ・地域自らによる住環境の維持保全や地域コミュニティの良好な維持などの地域主体の住環境づくりに向けて、住まい手への意識啓発等に努めます。
- ・定住促進施策として実施している住宅建設奨励事業等については、社会情勢の変化に対応した見直し再構築を進めていきます。

4) 町有地・空き家等の利活用による多様な住宅ニーズへの対応

- ・町有地や空き家等は町内の貴重な建物資源であり、それを活用し、定住人口の拡大や世代間の交流が図られるように、若年世帯・子育て世帯から高齢者までいずれの世代も暮らしやすく、それぞれの住宅ニーズに応じた計画的な活用に努めます。

5) 民間資金等を活用した新たな分譲地の開発の検討

- ・地域における雇用の創出と定住人口の拡大を図るために、町ではこれまで「アイリスタウン」「ラ・ラ・タウンおいわけ」「町営若草団地」を分譲し積極的に販売を行ってきましたが、今後は民間資金等を活用した新たな分譲地の開発について検討します。

6) 安全で質の高い住宅づくりに向けた支援

- ・長期にわたり良好な状態で住み続けられる優良な住宅（長期優良住宅）の町内における普及のために、平成 28（2016）年度に創設された「安平町長期優良住宅建設助成金制度」の継続と制度拡充について検討するとともに、利用促進が図られるように制度周知に努めます。
- ・リフォームの促進による、安全で良質な住宅ストックの形成に向けて、平成 26（2014）年度に創設された「安平町住宅リフォーム助成制度」の継続と制度拡充について検討するとともに、若年世帯や転入世帯の利用促進となるよう制度周知を図ります。

7) 市街地のにぎわいの創出と活性化に向けた空き店舗・空き家活用の促進

- ・市街地のにぎわい創出と活性化に向け、移住定住と連動させた起業創業による空き店舗・空き家活用に係る支援等を推進します。

◆展開方向③

- 自然環境と共生する住まいづくり
- 安全、安心、快適に暮らすことができる住環境の整備

8) 環境負荷の少ない住宅づくり

- ・高断熱・高气密、省エネルギーに優れて環境負荷に配慮した住宅の普及のための情報提供を行い、環境に配慮した安全・安心に暮らすことができる住宅づくりを目指します。
- ・情報提供の例としては、北海道が推奨する北方型住宅等の基準といった、道や北方建築総合研究所などが提供・公開している情報を安平町ホームページやパンフレット等により提供します。

9) 下水道の整備と水洗化の普及促進

- ・清潔で快適な住環境を実現するため、さらには移住定住化を促進していくためにも、現在進めている公共下水道事業の計画的な整備に努めていきます。

10) 災害時の安全性の向上と、住宅火災予防に向けた取り組み

- ・「安平町耐震改修促進計画（平成 29(2017)年度策定予定）」に基づいて、住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。耐震性に不安のある住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、町民等の耐震化に向けた意識啓発と知識普及に努めます。
- ・町民の災害時の安全性の向上を図る方策について検討を進めるとともに、町民が防災・防火に対し関心を持つように防災・防火意識を高め、災害・火災から人命・財産等を守るための対策の充実を図ります。
- ・胆振東部消防組合消防署安平支署と連携し、住宅火災予防の重要性、火災警報器設置の意義や義務についての情報提供を行い、設置場所や設置方法、購入方法、設置の期限等についての相談に対応します。

◆展開方向④

- 空き家等の活用の推進と、空き家等の増加の抑制
- 空き家等の適正管理の促進

11) 空き家等の利活用や売却・賃貸に関する相談体制や、空き家等及び所有者等の情報収集の充実

- ・ 空き家等の有効活用に向けて、空き家等の分布・実態把握及び所有者等の把握など情報収集の仕組みづくりに努めます。
- ・ 空き家等の増加が抑制されるように、良質な既存住宅の賃貸、売却、他用途活用などを推進する方策を検討します。
- ・ 空き家等の増加抑制と移住定住の観点から、ホームページを活用し民間事業者と連携して行っている町内物件情報の充実を図るため、登録件数を増やすための仕組みづくりを検討します。

12) 生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の予防と適正管理の促進

- ・ 防災・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等について、その発生を予防する方策等を検討します。
- ・ 空き家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように、適正管理の徹底とその促進に向けて、所有者等への周知等を行います。また、所有者等への周知をより効果的な行う方法について検討します。
- ・ 空き家問題はその所有者や周辺住民だけの問題ではなく、空き家等の増加により防災や防犯の面で地域に不安を与えたり、相続などにより将来的に空き家等を引き継ぐ可能性もあります。このため、広く町民に対して空き家問題や空き家等の発生予防、適正管理の意義などの情報提供を進め、空き家等に対する意識づけと予防・管理・対策などの必要性の理解拡大に努めます。

◆展開方向⑤

- 公営住宅等長寿命化計画に基づく、長寿命化を図る管理と改善等の推進

13) 公営住宅等長寿命化計画に基づく予防保全的な管理と長寿命化に資する改善の推進

- ・ 公営住宅等の将来活用手法及び長期的な維持管理、修繕・改善計画等を示した「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、予防保全的な管理と長寿命化に資する改善を進めます。
- ・ これにより、老朽化し更新期を迎えつつある公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を実現する上で、公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていきます。

● 第4章 計画の推進へ向けて

1. 住宅施策の推進へ向けて
2. 計画の見直し

1. 住宅施策の推進へ向けて

- ① 本計画において位置づけた「基本理念」「基本目標」「住宅施策」の実現に向け、町民及び地域の事業者、関連団体・機関等との連携による住宅施策の推進が必要です。
- ② 住宅施策等の内容について、町民に広く情報公開し、町民・事業者等との幅広い連携により、住宅施策を推進することに努めます。
- ③ 住宅施策を円滑に推進するため、それぞれの施策への位置づけを行い、役場全庁的な体制による住宅施策の推進に努めます。
- ④ 住宅情報の提供については町の情報と併せて、国や北海道、関係団体・機関等の情報も活用しながら推進を図ります。

2. 計画の見直し

- 本計画は平成 30(2018)年度から平成 39(2027)年度までの 10 年間を計画期間としています。社会動向・情勢の変化や国・北海道における住宅施策等の見直しなどにあわせて柔軟に対応することとし、必要に応じて計画の見直しを行います。

